



平成25年度
第1回 日本一の健康長寿県構想推進会議
(H25.6.10)

補足説明資料

1 保健分野(1~8ページ)

- ・健やかな子どもの成長・発達への支援
- ・がん検診の受診促進
- ・子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着
- ・高血圧対策の推進

2 医療分野(9ページ)

- ・在宅医療の推進

3 福祉分野(10~17ページ)

- ・こうち支え合いチャレンジプロジェクトの推進、あつたかふれあいセンターの機能強化【別添】
- ・医療・介護・福祉のネットワークづくり
- ・地域における認知症の人と家族への支援、認知症疾患医療の充実・強化
- ・障害福祉サービスの確保・充実
- ・障害者の就労促進と施設利用者の工賃アップ

4 南海地震対策(18~24ページ)

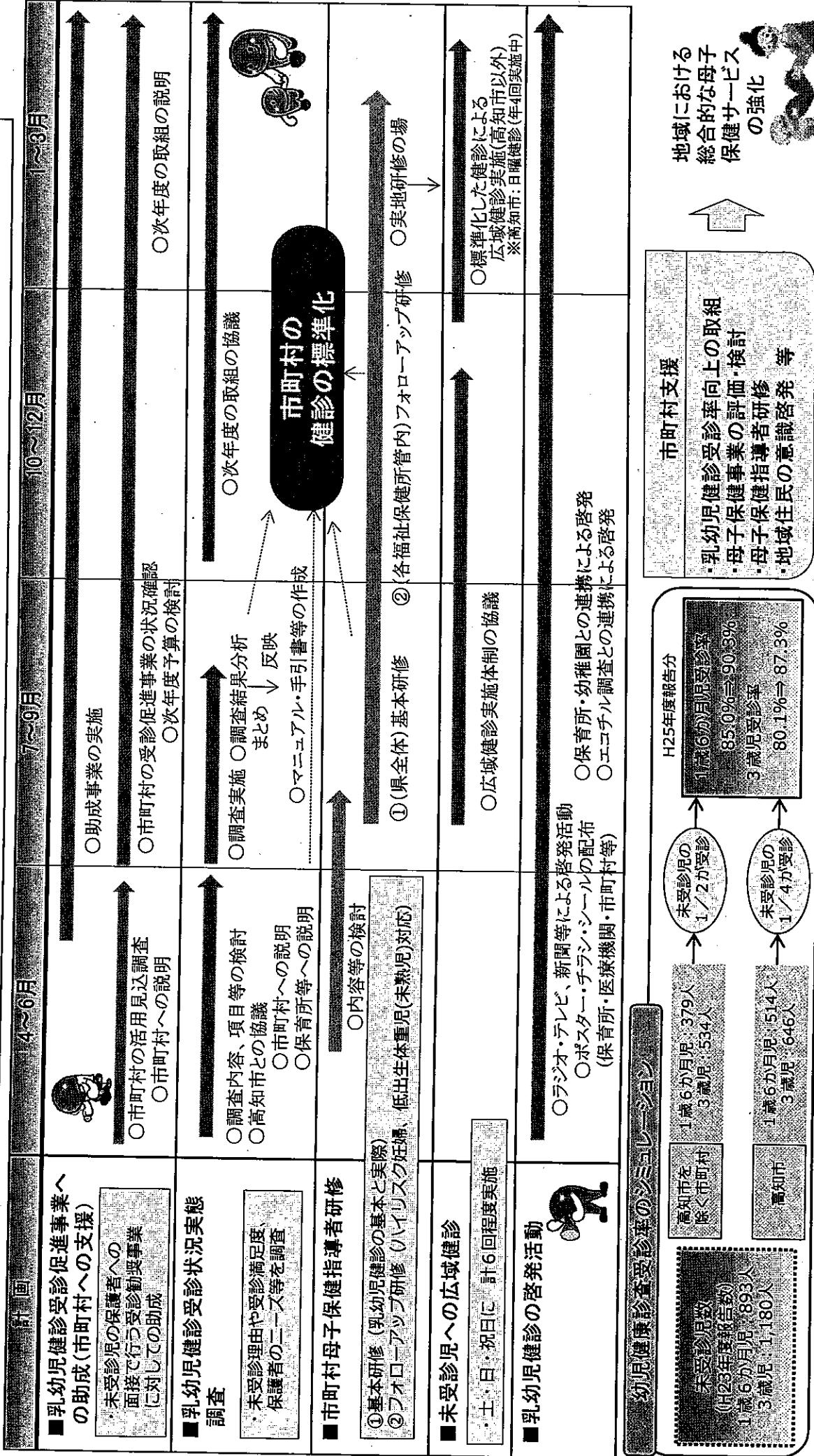
- ・医療機関災害対策指針の実効性を高めるためのフォローアップイメージ
- ・南海トラフ巨大地震で必要となる医薬品の確保
- ・災害時要援護者対策の推進、災害時要援護者の避難所の整備
- ・社会福祉施設の地震防災対策

5 福祉保健所チャレンジプラン(25~33ページ)

健やかな子どもの成長・発達への支援　～地域母子保健体制の基盤強化～

健康対策課

〈成果目標〉 ○乳幼児健診の受診勧奨と未受診児対象の広域健診の実施により、乳幼児健診の受診率が改善する。
1歳6か月児健診受診率：85.0%→90% 3歳児健診受診率：80.1%→85%



1. 受診率の状況

■40~50歳代(市町村検診と職場検診の合計)

	H21 (受診勧奨事業開始前)		H23		H23~21	
	受診者数	受診率	受診者数	受診率	受診者数	受診率
肺がん検診	86,223	43.4%	87,672	46.4%	1,449	3.0%
胃がん検診	63,868	32.1%	67,208	35.6%	3,340	3.5%
大腸がん検診	55,749	28.1%	66,573	35.3%	10,824	7.2%
子宮がん検診	37,469	37.0%	42,343	44.0%	4,874	7.0%
乳がん検診	44,246	43.7%	46,563	48.4%	2,317	4.7%

- ・受診勧奨事業開始前 (H21) より受診率が3~7ポイント上昇

2. 未受診理由の状況

■県民世論調査 がん検診を受けない理由(40~50歳代)

順位	H20調査	H24調査
1	検診を受ける機会がない 14.7%	忙しくて時間が取れない 16.5%
2	忙しくて時間が取れない 14.2%	受けるのが面倒 11.0%
3	受けるのが面倒 11.6%	検診費用が高い 7.7%
4	検診費用が高い 9.1%	検診を受ける機会がない 減 5.6%

- ・個別通知等受診勧奨の実施により「検診を受ける機会がない」は減少
 - ・「忙しい」「面倒」は上位のまま
- ⇒「利便性を考慮した検診体制の確保」と「検診の意義・重要性の周知」が必要

3. H25の主な取組

(1) 市町村がん検診の広域実施 (2~3月に22日)

- ・市町村の枠を超えた検診を実施することで、住民の受診機会を拡大
- ・セット検診日22日を確保 (3検診(胃・肺・大腸)×17日 + 5検診(+乳・子宮)×5日)
- ・H25~26に県で実証事業を行いH27から市町村検診へ導入予定

(2) 大腸がん検診の郵送回収

- ・温度管理が比較的容易な冬場 (12月~2月) に大腸がんの検体を郵送回収することで、検診会場へ足を運ぶ手間を省き利便性を向上
- ・H25に県で実証事業を行いH26から本格的に市町村検診に導入予定

(3) 市町村検診のセット化の維持・拡大

- ・検診当日の運営補助員の配置を支援

(4) 新規対象者への受診勧奨と40~69歳への再勧奨の徹底

- ・新規対象者 (40~42歳・20~22歳等)への個別通知
- ・未受診者への勧奨の強化 (H24: 40~59歳 ⇒ H25: 40~69歳に対象者を拡大)

4. 市町村検診のセット化の状況

■市町村がん検診のセット化の状況

	セット検診導入市町村数	検診日	単独日	セット日	セット内訳				
					2検診	3検診	4検診	5検診	6検診
H25	計	34	823	390	433	177	116	121	12
	割合				47%	53%	22%	14%	15%
H24	計	34	843	397	446	156	137	116	29
	割合				47%	53%	19%	16%	14%
H23	計	32	858	436	422	162	121	113	18
	割合				51%	49%	19%	14%	13%
比H24	計		-20	-7	-13	21	-20	5	-7
比H23	計	2	-35	-46	11	15	-5	8	-6

- ・全体数で見るとがん検診のセット化の状況に変化はないように見られるが、これまですべて個別検診であった2市(室戸市・四万十市)がセット化を導入し、全ての市町村でセット検診が実施されるようになった。

(単独割合 室戸市：H23:100%→H24:93%→H25:60% 四万十市：100%→97%→97%)

●セット検診の促進に関する要因

- ・セット化のためには複数の検診車を同時に停めるスペースと住民の駐車場を確保する必要があり、検診会場が限定される。(バス1台の大きさ 長734~1068cm 幅232~249cm)
- ・検診当日の受付や誘導に多数の職員を動員する必要がある。
→H25年度～ 県補助金で市町村の要請に応じ総保協から応援要員を1名配置
(5月末現在 34市町村中 12市町村が利用予定 102回応援要員配置)
- ・子宮頸がん検診と乳がん検診は女性検診として設定した方が受診しやすい住民もいる。
- ・肺がん検診や子宮頸がん検診は1人当たりの検診時間が短いことから、1日に複数会場を巡回して検診をする巡回検診の方が効率よい受診につながる地域もある。

■単独検診のうち、巡回検診の状況

	肺	胃	大腸	子宮	乳	計
単独	80	111	46	57	96	390
うち巡回	65	0	5	14	5	89
巡回割合	81%	0%	11%	25%	5%	23%

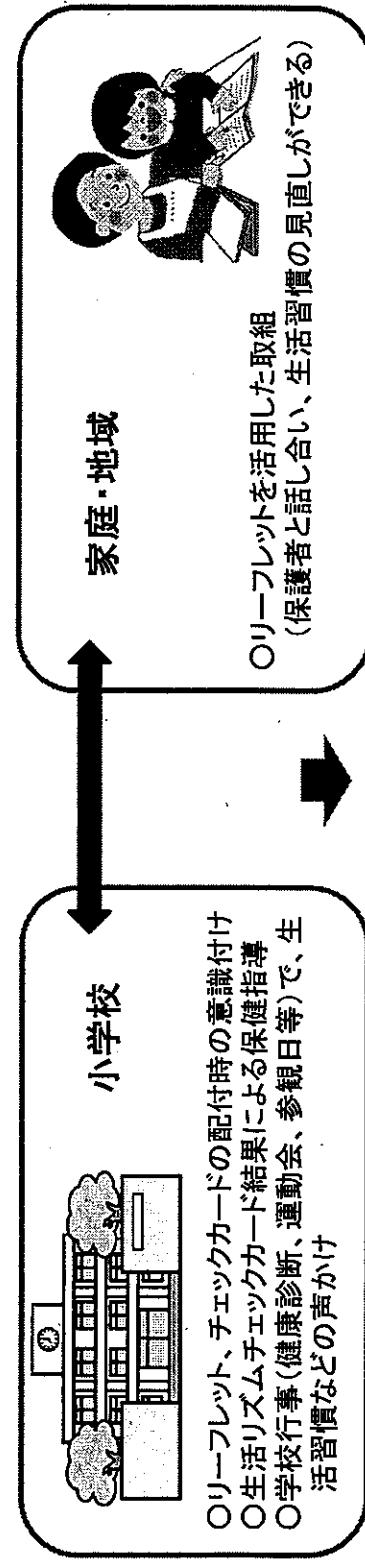
●今後の対応

- ・H25年度から開始した補助金(セット検診当日の検診運営要員の配置)を継続し、セット検診の日数を維持する。
- ・H25年度から実証を開始した市町村の枠を超えた広域検診(3検診・5検診を一度に受診)を定着させることで、セット検診日数を確保する。

H25子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着（小学校1～2年生）

目的	家庭で、保護者と一緒に生活习惯のチェックをし、生活リズムの向上に取り組むことができる
教材	A3リーフレット(二つ折り) 生活リズムチェックカード(生涯学習課が「早ね早起き朝ごはん運動」で使用しているもの)
内容	保護者と一緒に生活习惯を確認し理解できるもの 1. 高知県の健康の現状 2. 低学年の生活习惯の現状と説明 3. 取り組んでみよう(目標)など
対象	全小学校1～2年生
教材活用時期	9月、1月（チェックカードの取組は1週間） ※長期休暇後の休み明けに実施
活用方法	・「こうち家族強調月間」として位置付け、長期休暇後の生活习惯の立て直しとして活用 ・チェックカードの結果により学校で保健指導を実施

スケジュール	計　画	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
	<ul style="list-style-type: none"> ■教材作成及び健康教育実施 小学校1～2年生のリーフレット作成 (生涯学習課の「早ね早起き朝ごはん」との連携による取組) ■教育委員会ワーキング 健康教育の展開方法についての検討 ■市町村教育委員会、学校長会等への取組周知 	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレット作成 (WG 6回) ○子ども支援 専門部会 	<ul style="list-style-type: none"> ○リーフレット「こうち家族強調月間」として リーフレット、チェックカードに取り組む ○子ども支援専門部会 	<ul style="list-style-type: none"> ○9月、1月を「こうち家族強調月間」として リーフレット、チェックカードに取り組む ○次年度教材の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○次年度教材の検討

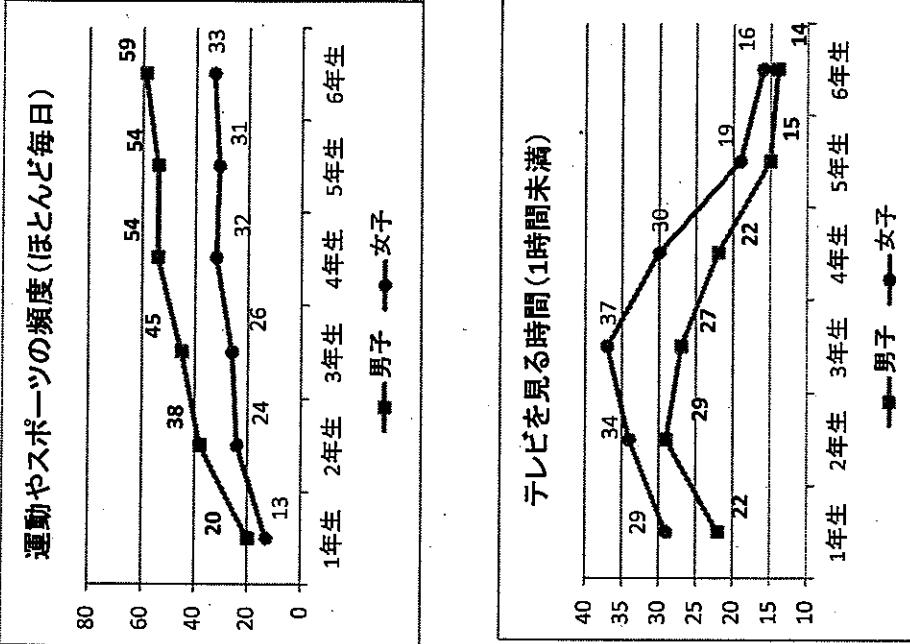
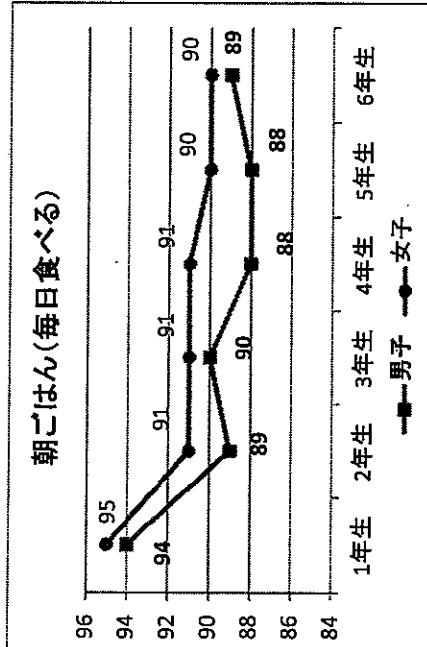
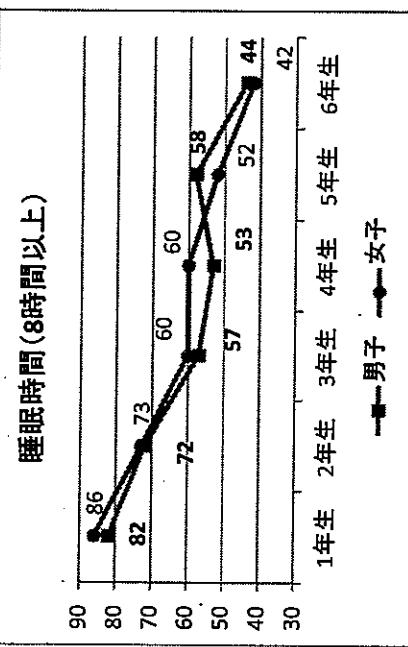


- 結果のフィードバック(実施率、認定率)
- 学校の意見を取り入れながら次年度の取組検討

生活リズムチェックカードの指標と小学1～2年生の生活実態調査

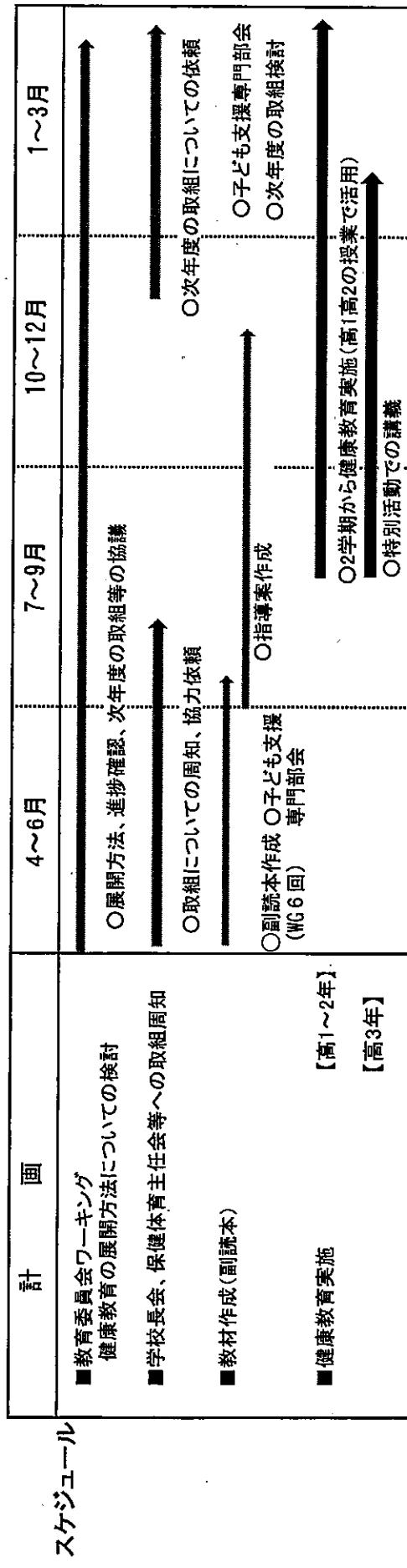
生活リズムチェックカード項目	体格・体力・運動能力・生活実態等調査(平成23年度高知県)
7時までに起きる	△(1日の睡眠時間) ○(調査項目有)
自分で起きた	×
朝ごはん	○
体を動かした遊び(1～3年生 30分以上)	△(運動やスポーツの頻度)
家庭学習	×
読書(目標 30分以上)	×
お手伝い	×
テレビ・ゲーム(目標 時間より少ない)	○(テレビを見る時間)
早ね(9時まで 1～3年生)	△(1日の睡眠時間)

(○ 調査項目有 △ 関連項目あり × 調査無)

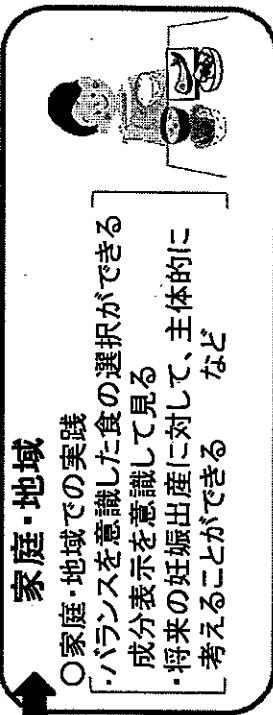


H25子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着（高校生）

目的	社会に出る前に、本県の健康状況等を理解するとともに、自分自身の生活習慣を見直し、よりよい生活習慣の実践ができる
教材	A4版20ページほどの副読本
内容	1. 高知県の健康に関する現状 2. これから的生活の中でやるべきこと(生きるためにの知恵)
対象	全高校1～3年生
教材活用時期	9月以降
活用方法	1～2年生…保健体育の授業で活用（2年間） 3年生 …特別活動の時間を活用した講義（卒業時の税金やカードなどと合わせた講義など。2学期～1月頃）



取組の展開
方法

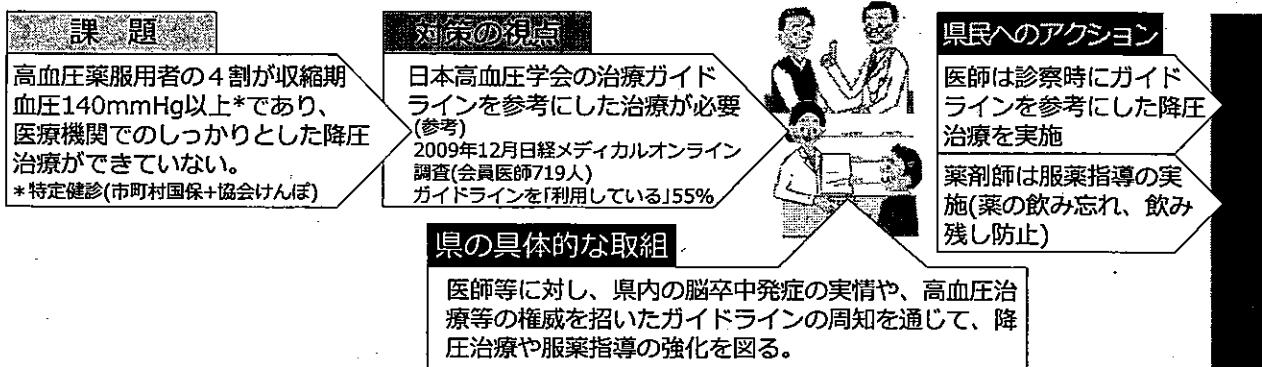


- 使用状況を調査する
- 学校の意見を取り入れながら次年度の取組検討

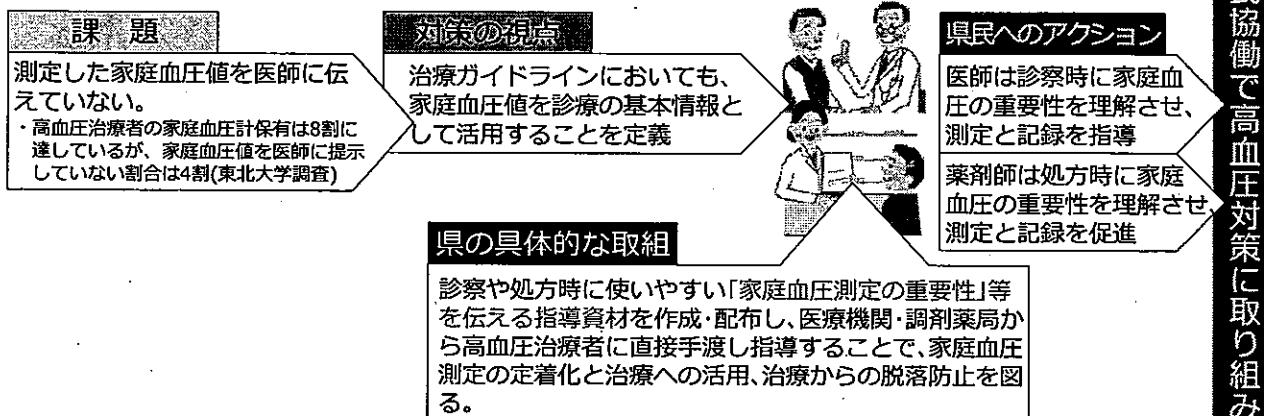
高血圧対策の施策体系 (H25~)

健康長寿政策課

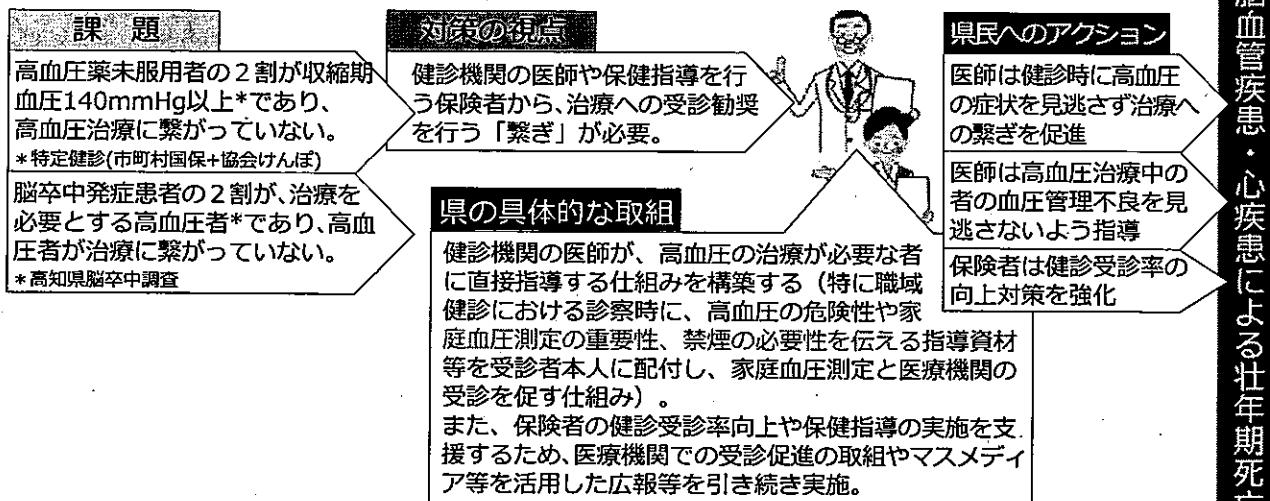
1 服薬による降圧治療の強化 ~キーマンは医師~



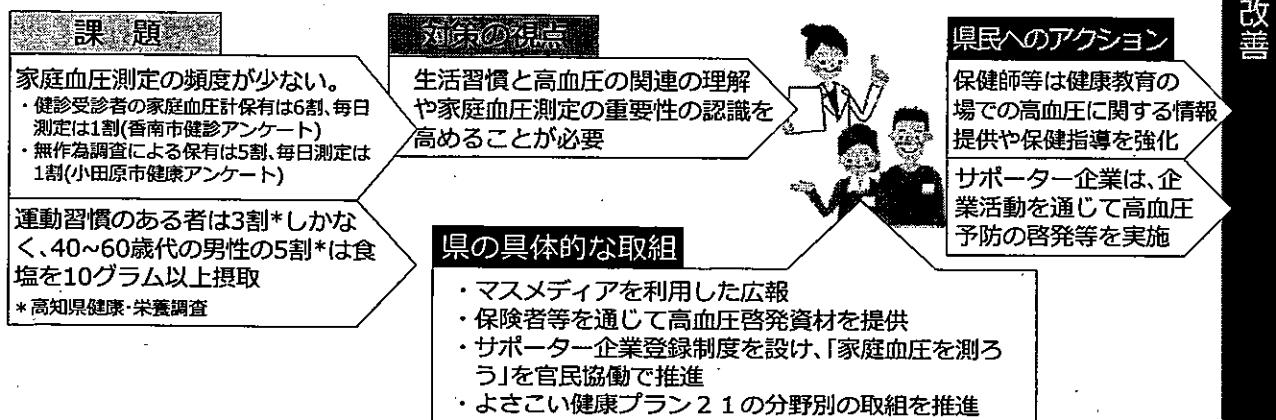
2 家庭血圧の測定と記録の促進 ~治療を継続させる工夫~



3 健診による高血圧への早い対処 ~高血圧者を治療に繋ぐ仕組み~



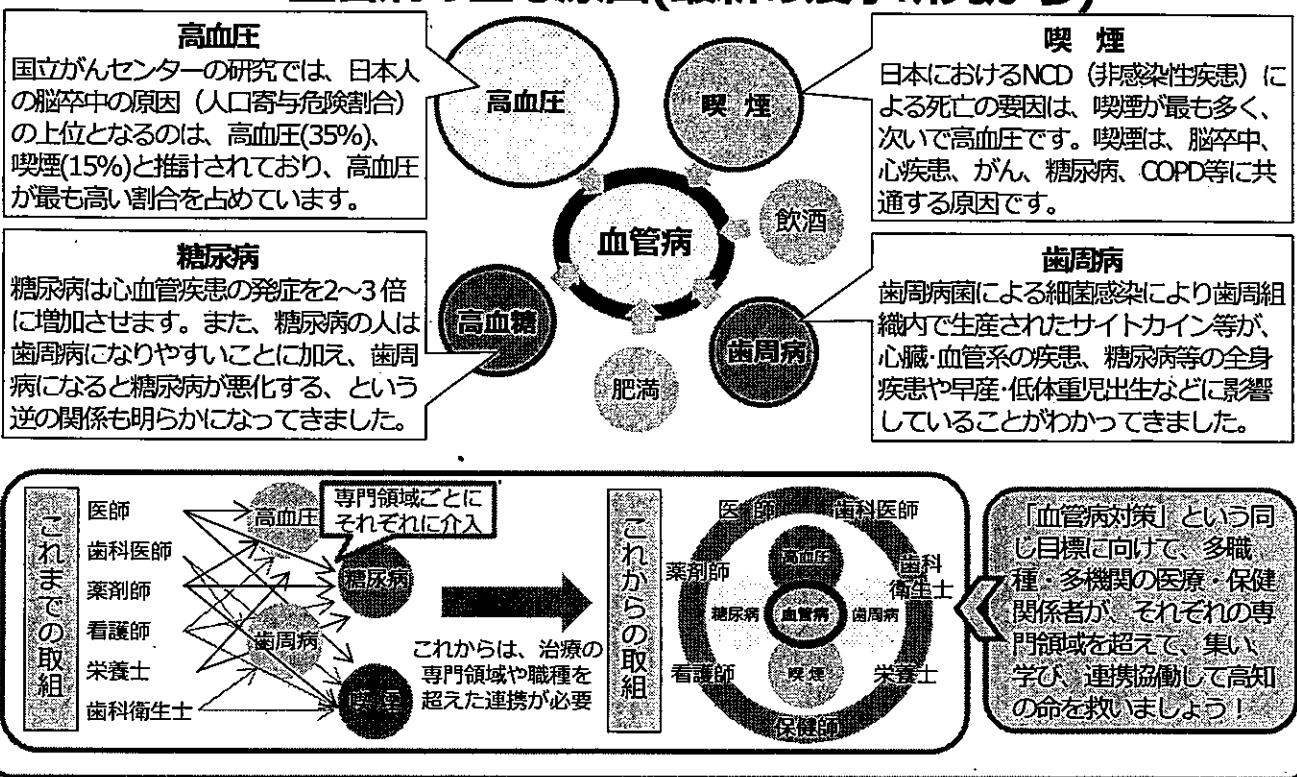
4 高血圧予防・治療に関する啓発 ~県民の機運の醸成~



官民協働で高血圧対策に取り組み、脳血管疾患・心疾患による壮年期死亡を改善

血管病対策研修会について(H25)

血管病の主な原因(最新の疫学研究から)



第1回

平成25年7月12日
金曜日

高知医療センター
くろしおホール
18:30-20:30(開場18:00)

みんなで進める！ 血管病対策

高知県健康政策部
医監 田上 豊資

今、なぜ、高血圧対策が重要なのか？(仮)

(座長)
高知県医師会 副会長 竹村 晴光 先生

(講師)
大阪大学医学系研究科公衆衛生学
教授 岩井 博康先生

第2回

平成25年8月24日
土曜日

高知医療センター
くろしおホール
18:30-20:30(開場18:00)

医療におけるたばこ対策の 推進について(仮)

(座長) 高知県医師会たばこ対策委員会
委員長 計田 香子先生

(講師) 大阪がん循環器病予防センター
予防推進部 予防推進部長 中村 正和先生

喫煙と口腔疾患について

(講師)
徳島大学大学院ヘルスバイオ
サイエンス研究部保健科学部門
口腔保健学講座口腔保健衛生学分野
教授 日野出 大輔先生

第3回

平成25年9月6日
金曜日

総合あんしんセンター
3階大会議室
18:30-20:30(開場18:00)

歯周病が全身に及ぼす影響に ついて(仮)

(座長)
高知県歯科医師会 会長 織田 英正先生

(講師) 国立保健医療科学院 生涯健康研究部
上席主任研究官 安藤 雄一先生

高知県の禁煙支援 について

高知県健康政策部
健康長寿政策課

第4回

平成25年9月28日
土曜日

高知医療センター
くろしおホール
18:30-20:30(開場18:00)

高血圧治療のコンプライアンス向上策 とは？(仮)

(座長) 高知大学医学部老年病・循環器・神経内科学教室
講師 古野 貴志先生

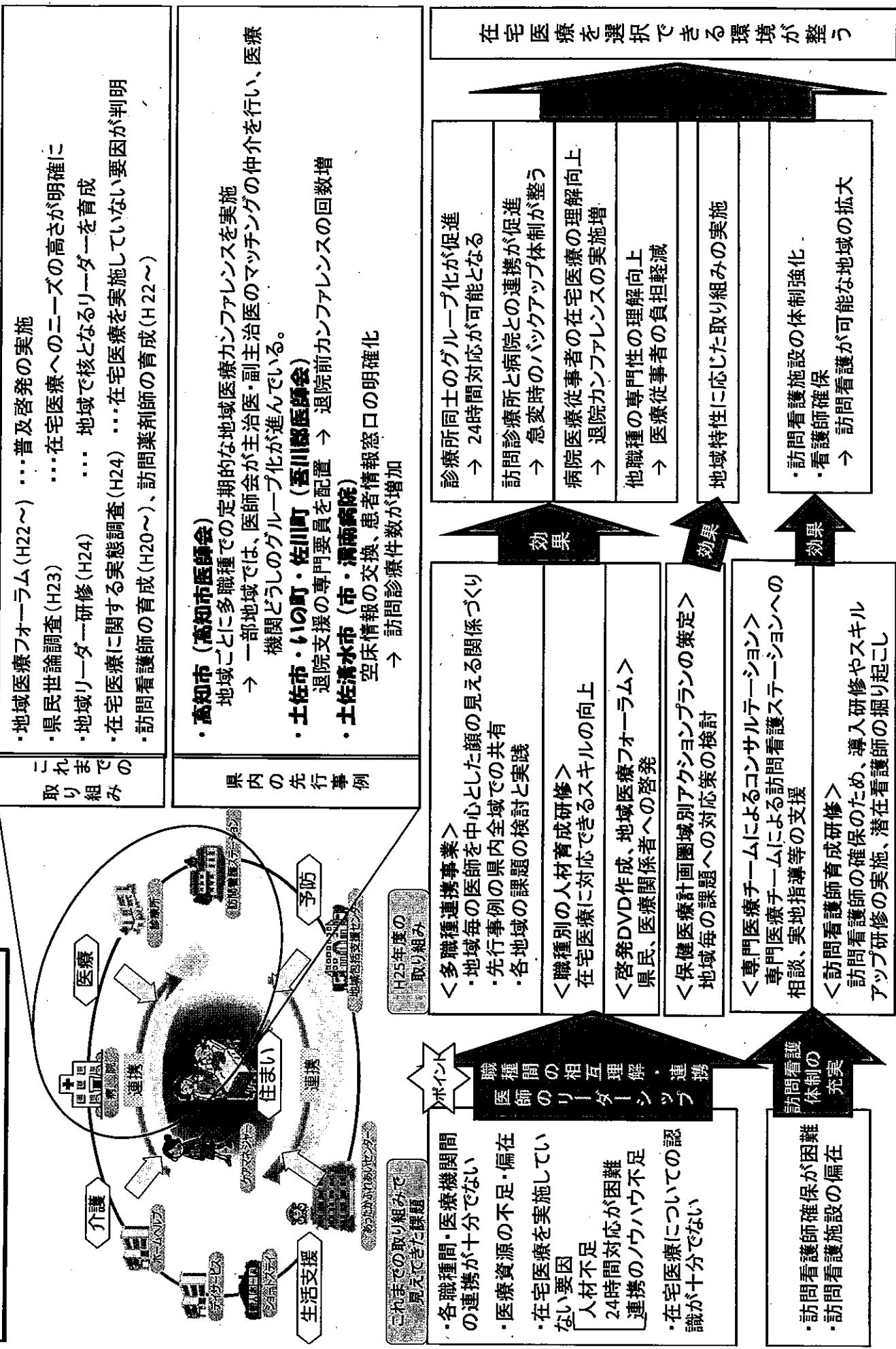
(講師) 地方独立行政法人 新小山市民病院
理事長 島田 和幸先生

地域全体で進める 高血圧対策について

高知県健康政策部
健康長寿政策課

在宅医療の推進

医療政策・医師確保課



地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・福祉のネットワークづくり

課題

・介護需要のピークアウトや、現在、国で議論されている介護サービスの重点化・効率化に向けた「在宅サービスの機能強化」「医療と介護の連携強化」「軽度者に対する給付の見直し」などの介護保険制度改革の方針性などを踏まえたうえで、本県における今後の医療・介護・福祉サービスの効率的な確保に向けて、どのような方向を目指していくのか、見極める必要がある。

・県全体の介護需要のピークの時期は、H42頃となっているが、地域間に偏在が見られる。

・サービス資源のばらつきも大きく、施設・居宅サービスとともに地域内及び地域間のサービス供給体制の強化と調整が必要だと考えられる。

・医療・介護サービスを補完する仕組みとして、配食や外出支援などの生活支援サービスの重要性が、今後益々高まることが見込まれる。

・介護・福祉サービスの担い手として期待される生産年齢人口減少に伴い、人材確保の厳しさが一層深まることが予想される。

当面の取り組みの方向性

・H27からの「第6期介護保険事業計画」策定に向けた各市町村(保険者)による「日常生活圏域ニーズ調査」(H25夏～)の実施結果の「第6期計画」への的確な反映と具体的な政策提言づくりに向けた市町村との連携

日本一の健康長寿県構想の実現に向けた介護分野の重点施策

・要支援者を含めた高齢者の健康寿命の延長につながる市町村と連携した介護予防事業の充実

・地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・福祉のネットワークづくり(介護施設からの受皿づくりなど)

・福祉保健所管内の保健医療計画アクションプランの策定やこうち支え合いチャレンジプロジェクト、集落活動センター、移住促進政策等といった県政の重要な施策を柔軟に活用した取組の推進

区域名	要介護認定者のうち施設サービス受給者推計(人)*1					介護保険3施設の状況 *2					施設定員と受給者推計との差		
	H27 ①	H32 ②	H37 ③	H42 ④	H47 ⑤	H42 H52 ⑥	介護老人 福祉施設 施設 数	介護老人 保健施設 施設 数	介護施設 医療施設 施設 数	定員	施設 定員	定員	④-(①、②、③)
安芸	792	785	804	769	695	621 ③	5	410	3	220	2	45	10
芸東	336	332	335	314	271	231 ①	1	100	1	70	2	45	4
中芸	171	164	162	153	142	131 ②	1	100	1	81	0	0	2
安芸芸西	284	289	307	302	281	259 ③	3	210	1	69	0	0	4
中央東	1,518	1,541	1,629	1,618	1,544	1,460 ④	12	720	8	599	7	184	27
南国香南香美	1,175	1,222	1,324	1,331	1,278	1,218 ⑤	9	560	7	539	5	123	21
鎮北	342	319	305	286	265	242 ⑥	3	160	1	60	2	61	6
高知市	2,664	2,924	3,298	3,404	3,370	3,346 ⑦	14	1,086	8	488	21	1,287	43
中央西	1,242	1,259	1,328	1,316	1,249	1,146 ⑧	9	672	4	251	9	243	22
高瀬	976	969.2	992	983	923	838 ⑨	8	568	3	192	5	146	16
幡多	1,334	1,345	1,444	1,445	1,375	1,257 ⑩	10	680	6	414	10	320	26
合計	8,525	8,823	9,495	9,535	9,155	8,668 ⑪	62	4,136	32	2,164	54	2,225	144

介護保険施設の定員と受給者推計

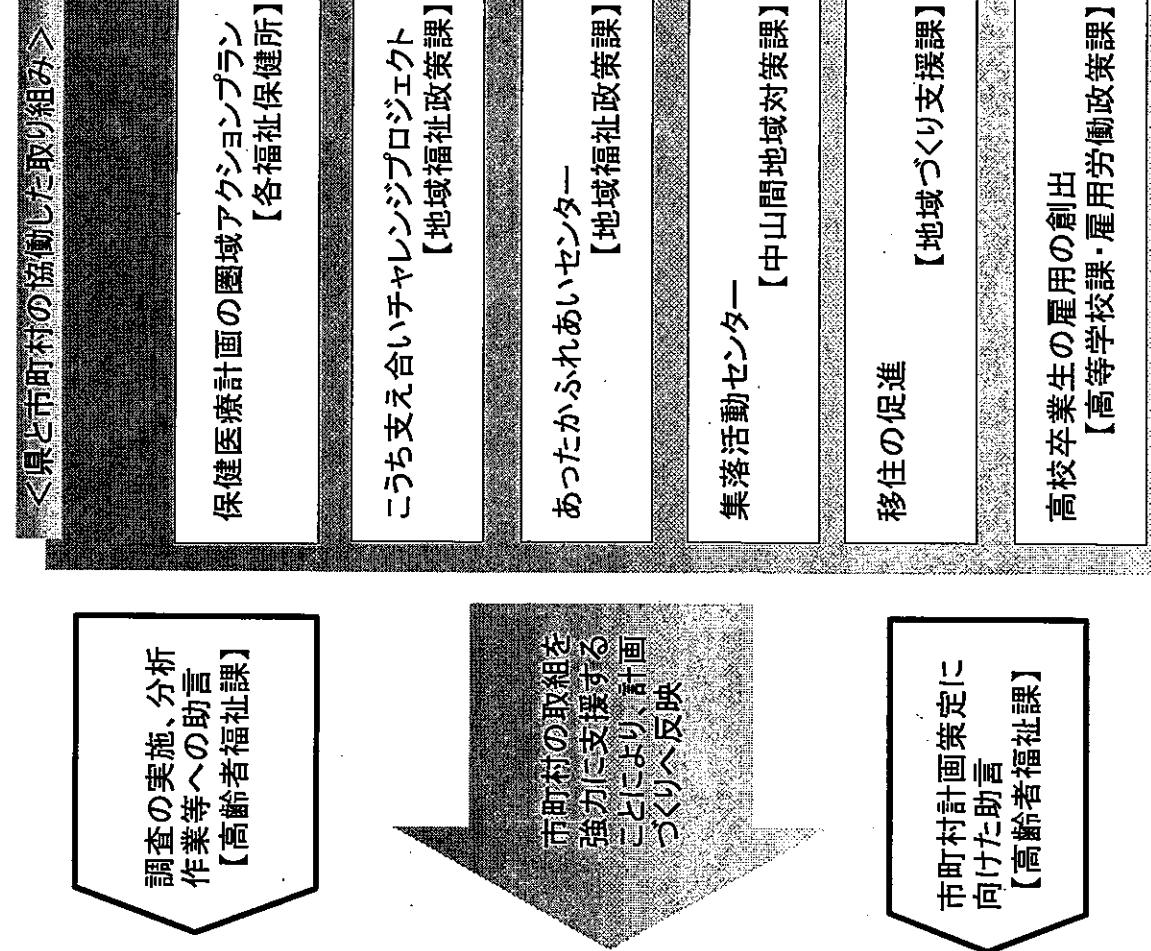
・*1推計のベースは、H24.10の施設サービス受給者は所用の調整を行っている。
・*2第5期計画(H24～26)による施設整備後のもの(地域密着型サービスを除く。)。
・地域・地域ごとの「施設サービス受給者」が、各地域・地域の施設の「定員」を上回つている場合があるのは、住所地別によるもの
●*1推計のベースは、H24.10の施設サービス受給者は所用の調整を行っている。
●*2第5期計画(H24～26)による施設整備後のもの(地域密着型サービスを除く。)。

～ 県と市町村との連携強化 ～

日常生活圏域ニーズ調査【市町村】

- 1 目的
日常生活圏域(各市町村の地域包括センターの所管エリア)の高齢者の要介護リスク等を把握することにより、必要なサービスの種類・サービス量を推計し、実態に対応した介護サービス等の基盤整備や地域支援事業、保健福祉事業等の構築について政策決定するために行うもの。(H23に初めて実施)
- 2 対象者
地域の被保険者
- 3 調査手法
郵送回収方式と未回収者への訪問調査
- 4 調査項目
世帯構成、運動・運動・閉じこもり、口腔・栄養・物忘れ、日常生活、社会参加、健康
- 5 今回の実施時期
H25夏頃から

<参考> H23の実績
実施:100% (県内の30保険者全でが実施:全国84.3%)
活用:93.3% (県内の28保険者が第5期計画の策定に活用:全国84.3%)
把握できた課題等:潜在的な要介護(要支援)者への対応の必要性
要介護者等の推計への反映:26.7% (8保険者:全国18.9%)
サービス見込量への反映:20.0% (6保険者:全国14.8%)



- ・介護サービス基盤の整備
- ・地域支援事業の充実
- ・保健福祉事業の強化など

市町村の医療・介護・福祉
サービスの向上

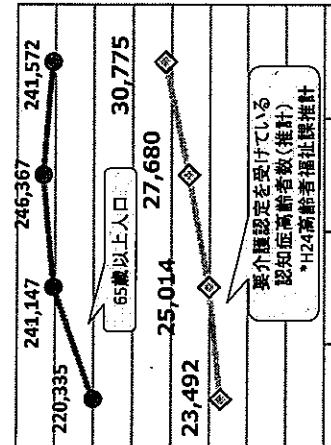
地域における認知症の人と家族への支援

高齢者福祉課・障害者保健課

題課及び見状

現在の取組状況

認知症高齢者の推計(1)



●認知症高齢者の更なる増加が見込まれる中、本人と家族を支援するための取組を医療・介護・地域の各分野において総合的に推進することが必
要

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、早期に診断し、対応することが極めて重要です。

- このことが必要への支援の充実をさらにに推進する認知症に対する医療・介護や家族じた適切な対応が図られるよう、状態に応化を防止するとともに、症状の悪化を防ぐために、認知症と診断されても、

2 認知症高齢者への対応の充実

現在の取組状況

早期診斷・対応の実事: 確保

今後さらに充実すべき取組

- ▶一般病院の医療従事者のスキルアップ
 - 一般病院の医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施

 - ▶一般病院と精神科医療機関の連携検討会
 - 認知症の方の救急・急性期の身体疾患の治療が円滑に行われるよう連携を推進

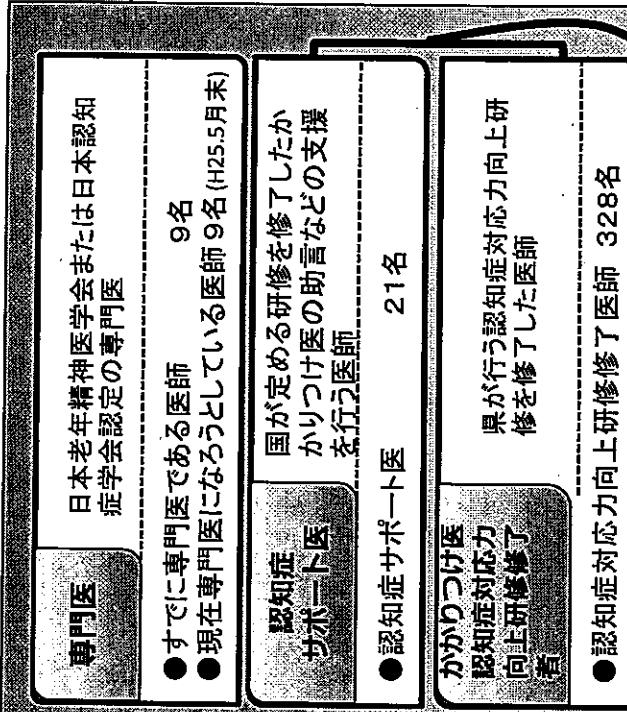
 - ▶関係団体との連携強化
 - △社会福祉士会：入退院の調整役となる相談員等への研修
 - △薬剤師会：薬局窓口での相談や早期発見に関する研修
 - △看護協会：「認定看護師」制度の活用による人材育成

市町村への積極的な助言

- ◇認知症地域支援セミナーの開催
 - ◇認知症地域支援推進員設置に向けた支援
 - ◇地域密着型サービス(認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業者)への指導

② 地域における認知症の人と家族への支援

高齡者福祉課・障害保健福祉課



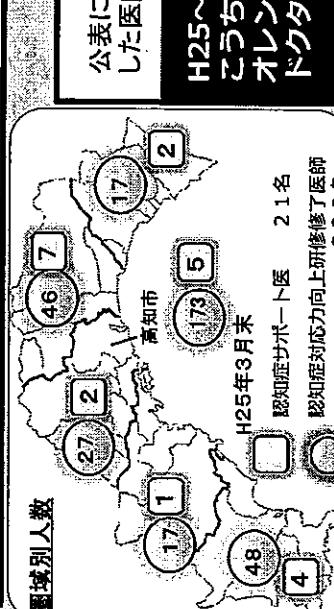
認知症の人と家族を支える人材

H25.3月末現在

日本老年精神医学学会認定の専門医

- | | |
|-------------------|---|
| ●すでに専門医である医師 | 9名 |
| ●現在専門医になろうとしている医師 | 9名(125.5月末) |
| 認知症
サポート医 | 国が定める研修を修了したか
かりつけ医の助言などの支援
を行う医師 |
| ●認知症サポート医 | 21名 |
| かかりつけ医 | 県が行う認知症対応力向上研
修を修了した医師 |

112



●認知症対応力向上研修修了者 62名

- ◆H25～：一般病院の医療従事者を対象に「認知症対応力向上研修」を実施

認知症の人と家族を支える人材

年	認知症高齢者数(推計)
H22	220,335
H23	241,572
H24	246,367
H25	241,147
H26	220,335
H27	23,492
H28	25,014
H29	27,680
H30	30,775
H31	30,775
H32	30,775
H33	30,775
H34	30,775
H35	30,775
H36	30,775
H37	30,775

要介護認定を受けている
認知症高齢者数(推計)
*H24高齢者福祉課推計

医療
介護
家族
地域

人材支援する家族との人との認知症

H25.3月末現在

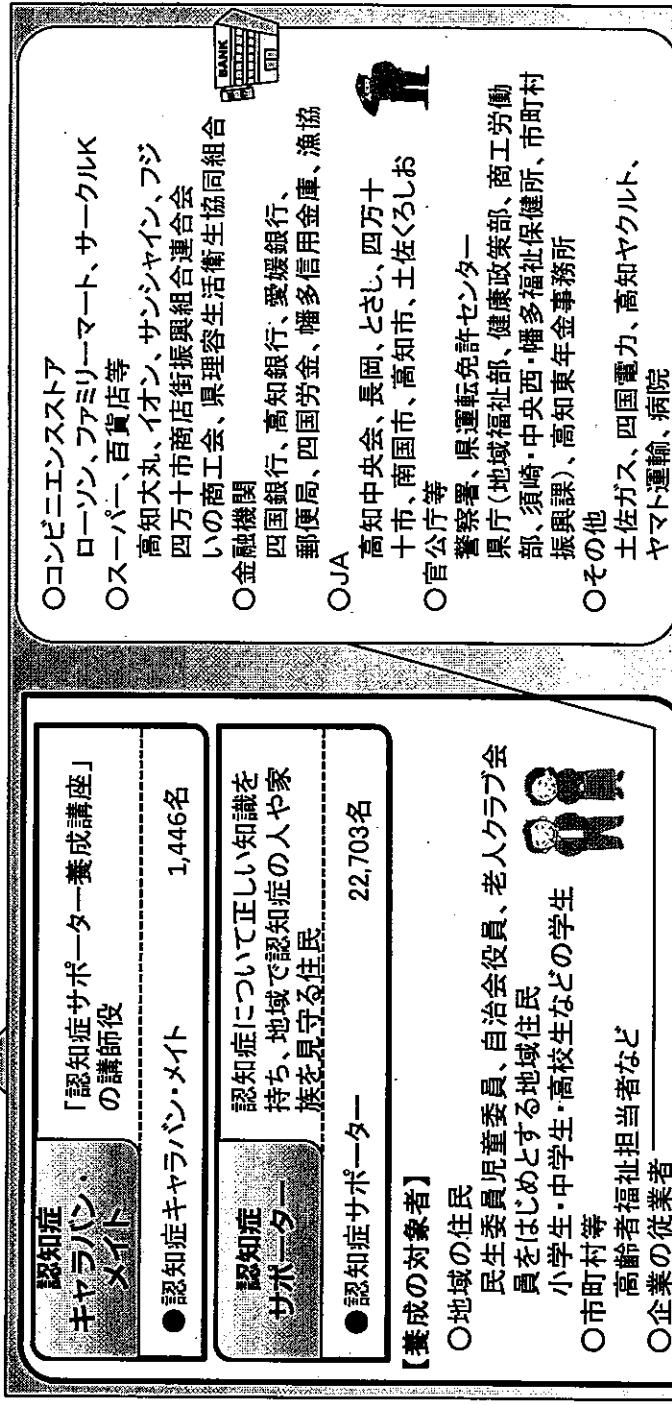
卷之三

25

日本老年精神医学学会認定の専門医

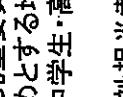
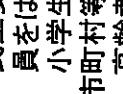
- | | |
|-------------------|---|
| ●すでに専門医である医師 | 9名 |
| ●現在専門医になろうとしている医師 | 9名(125.5月末) |
| 認知症
サポート医 | 国が定める研修を修了したか
かりつけ医の助言などの支援
を行う医師 |
| ●認知症サポート医 | 21名 |
| かかりつけ医 | 県が行う認知症対応力向上研
修を修了した医師 |

四



<p>○コンビニエンスストア ローソン、ファミリーマート、サークルK ○スーパー、百貨店等</p>	<p>高知大丸、イオン、サンシャイン、フジ 四十市商店街振興組合連合会</p>	<p>いの商工会、県理容生活衛生協同組合</p>
<p>○金融機関 四国銀行、高知銀行、愛媛銀行、 郵便局、四国労金、幡多信用金庫、漁協</p>	<p>○認知症サポーター養成講座 の講師役</p>	<p>○認知症キヤラバ・メイト 1,446名</p>
<p>●認知症キヤラバ・メイト</p>	<p>認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族を見守る住民</p>	<p>認知症 セポーター</p>

養成の対象者】

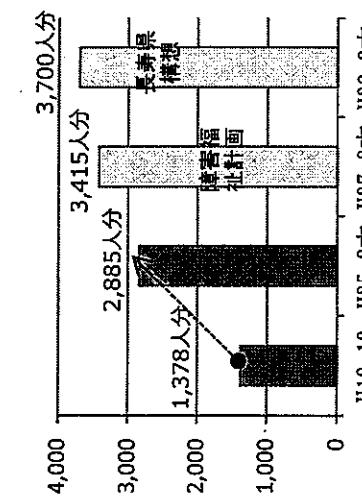
- 地域の住民 
民生委員・児童委員、自治会役員、老人クラブ会員をはじめとする地域住民
- 市町村等 
高齢者福祉担当者など
- 企業の従業者 

障害福祉サービスの確保・充実

⇒ 県全体では、18年度以降1,507人分増加

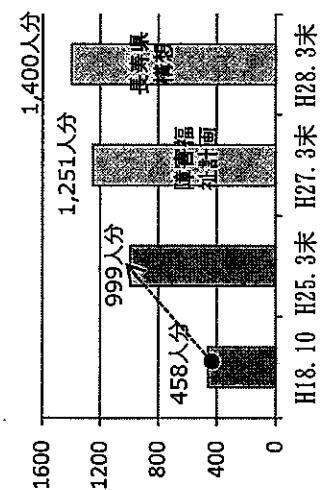
16町村では障害者施設が1箇所以下(8町村はなし)

【定員増加の推移】



ブルーバームホームズホーム ⇒ 県全体では、18年度以降541人分増加

【定員増加の推移】



【中央西圏域】

830人分 (103%) 増
うち高知市 711人分 (119%) 増
高知市以外 119人分 (57%) 増

【高幡圏域】

188人分増 (244%) 増
うち四万十市 144人 (257%) 増
四万十市以外 90人 (100%) 増

【幡多圏域】

234人分増 (160%) 増
うち南国市 144人 (257%) 増
南国市以外 90人 (100%) 増

【中央東圏域】

204人分 (73%) 増
うち南国市 107人分 (268%) 増
南国市以外 97人分 (41%) 増

【安芸圏域】

51人分 (69%) 増
うち安芸市 55人分 (183%) 増
安芸市以外 △4人分 (△9%) 増

【中央西圏域】

312人分 (149%) 増
うち市部 268人分 (128%) 増
町村部 44人分増

【高幡圏域】

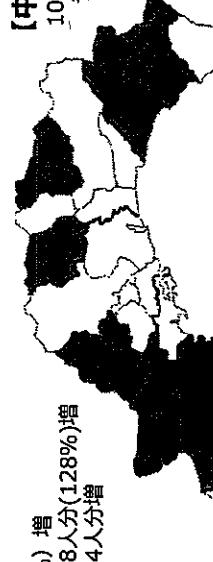
36人分増
うち市部 36人分増
町村部 13人分 (50%) 増

【幡多圏域】

85人分 (67%) 増
うち市部 72人分 (72%) 増
町村部 13人分 (50%) 増

【安芸圏域】

増減なし



課題

○中山間地域の事業所の安定的な運営を継続して支援

今後の取り組み	第2四半期	第3四半期	第4四半期
障害者の状況、ニーズの精査 (障害福祉計画)	障害福祉計画 の策定	障害福祉計画 の策定	障害福祉計画 の策定
都市部と中山間地域の比較 (利用者数、職員配置、収支差、人件費)	事業所の見直し 調査	事業所の見直し 調査	事業所の見直し 調査
事業所の意向 (課題) (利用者見込、収支見込、設備投資)	事業所の見直し 調査	事業所の見直し 調査	事業所の見直し 調査

○中山間地域の事業所の安定的な運営を継続して支援

27年4月の報酬改定 に向けた政策提言
・定員区分の見直し
・中山間地域に限定の 報酬など

対応策

○中山間地域の障害福祉サービスの確保

障害福祉サービスは、県全体では整備が進んでいるものの、中山間地域では事業者の参入が進まず、事業所のない市町村がある。
--

～難病等の方々へのきめ細やかなる対応～

- 平成23年8月の障害者基本法の改正により、「障害者」の定義に難病等の方々が含まれることとなりました。平成25年4月1日からは「障害者総合支援法」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」が施行されました。

卷四

【高知県内の患者数】
特定疾患医療受給者証の所持者（難病等のうち56疾患が対象）
H25.3月末現在：5,777人（うち65歳以上 約53%）

実績(件)	120	21	22	23
ホームヘルプサービス	1	2	1	1
日常生活用具の給付	3	2	5	3

平成4年度まで

卷之三

知用之則

- 県のホームページへ掲載
 - 関係団体への情報提供
 - (難病団体連絡協議会 会員数:約1200人)
 - 市町村を通じた周知

※65歳未満で就労していない、かつ身体障害者手帳を所持しない方 約1,400人

卷之三

[卷之三]

卷之三

- 市町村職員
 - ・適切な障害程度区分の調査を行うための研修(H25年2月、5月)
 - ・障害支援区分への変更(知的障害・精神障害の特性を反映するよう見直し)に関する説明会を開催予定
 - 相談支援従事者



制由の甲知樹

- 特定疾患医療受給者証の更新手続きの際に制度を周知(6~9月)。健康対策課
 - 利用可能な障害福祉サービスをまとめたリーフレットを作成・配布(7月~)



人材の育成(専門性の向上)

- 市町村職員
 - ・適切な障害程度区分の調査を行うための研修(H25年2月、5月)
 - ・障害支援区分への変更(知的障害・精神障害の特性を反映するよう見直し)に関する説明会を開催予定
 - 相談支援従事者



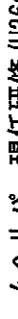
相談支援体制の強化

- サービス提供者

 - ・ホームヘルパー現任研修(H26年1月～)
 - ・サービス管理責任者等研修(11月～)
 - ・事業所の職員に対する研修(随時)

△サービス提供体制の整備

難病等の方々がサービスを安心して利用できるよう、市町村職員やサービスを提供する事業者の専門性を確保する必要がある

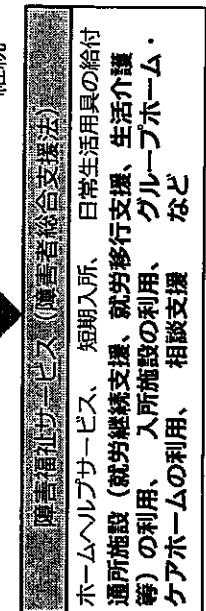







サービス提供体制の整備

- 難病等の方がサービスを安心して利用できるよう、市町村職員やサービスを提供する事業者の専門性を確保する必要がある

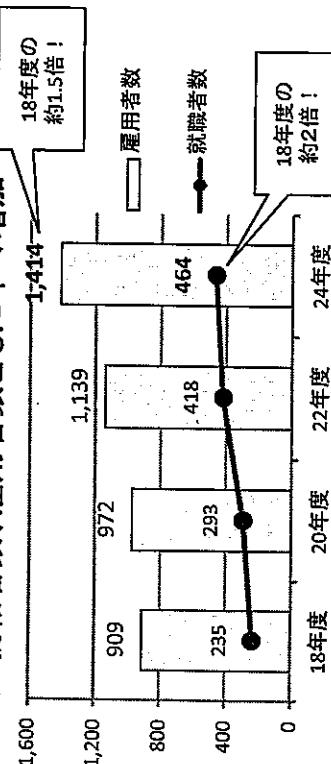


平成5年度から

障害者の就労促進

現状

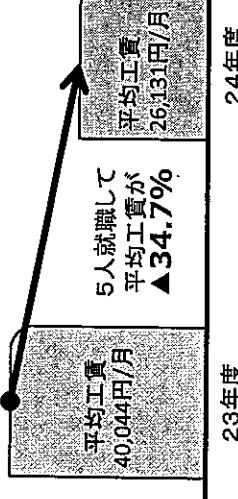
★ 就職者数、雇用者数とともに年々増加



課題1 障害者施設(送りだす側)

施設利用者が企業に就職してしまうと、施設利用者の平均工賃が下がる

○ あるB型事業所の例



課題2 企業等(受け入れる側)

求人は出るが…

休まなくて、あてにならない
臨機応変がきいて
早出、遅出ができる
配達ができる…

- ・企業訪問 400社 ⇒ 500社に増加
- ・実習先の開拓
- ・障害特性に応じた多様な働き方の啓発等

企業等に多様な障
害特性に対応でき
る人材の不足

制度改正と予想される影響

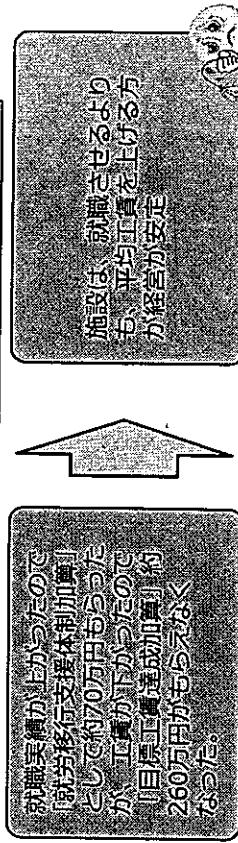
- 対象となるすべての企業・行政機関が達成するためには、
・約320人の新規雇用が必要
- ・難職を防ぐ必要がある

【障害者雇用促進法に定める政令の改正】

- 法定雇用率引き上げと対象企業の拡大 (H25.4～)
 - 法定雇用率 2.1% → 2.3% (行政機関)
1.8% → 2.0% (民間企業)
 - 従業員数 56人以上 → 50人以上
 - (県内の対象企業数 427社 → 約500社)
 - 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大 (H27.4～)
 - 常用雇用労働者 201人以上 → 101人以上
 - (県内の対象企業数 91社 → 約240社)

「目標工賃達成加算」がもらえなくなり施設も減収に

○ 就労移行支援体制加算 < 目標工賃達成加算



課題3 政策提言

【就労支援を頑張る施設を支援】
● 利用者が一般就労した実績に対しても、目標工賃達成加算

制度改正の政策提言

【身近な施設等による長期的な職場定着支援】
● 企業等に就職した障害者の職場定着を支援するため、送りだした施設が行う相談支援に対して報酬制度を創設

- ・企業訪問 400社 ⇒ 500社に増加
- ・実習先の開拓
- ・障害特性に応じた多様な働き方の啓発等

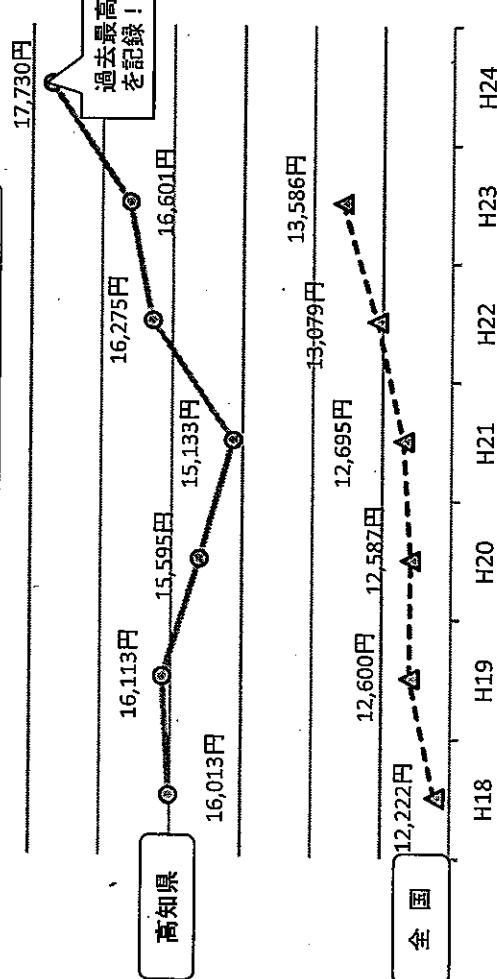
企業等
県の
25年
度の
取組

障害者施設利用者の工賃アップ

現状

H24年度月額平均工賃は対前年106.8% 過去最高の工賃となつたが、県目標工賃37,000円/月を超えている施設は3施設に過ぎない

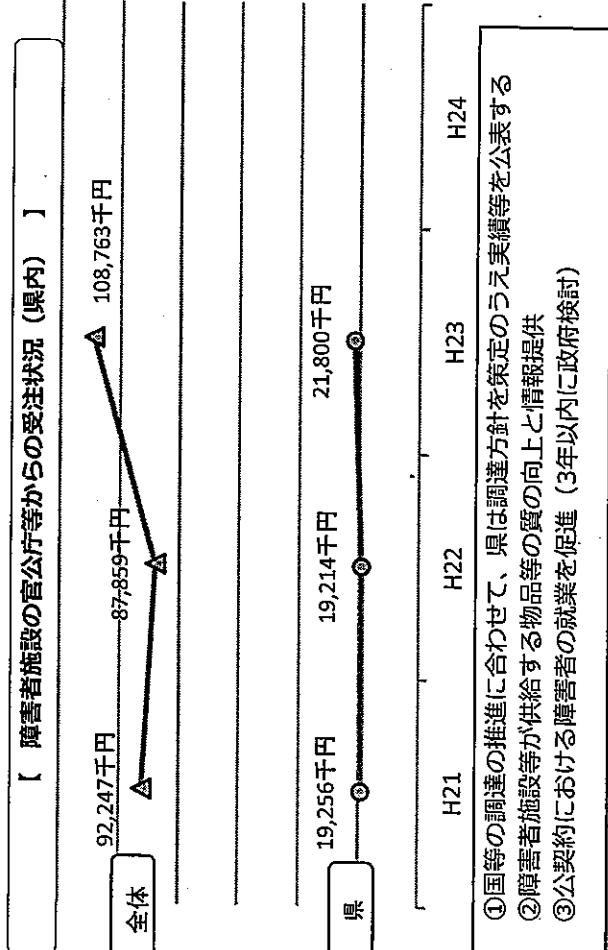
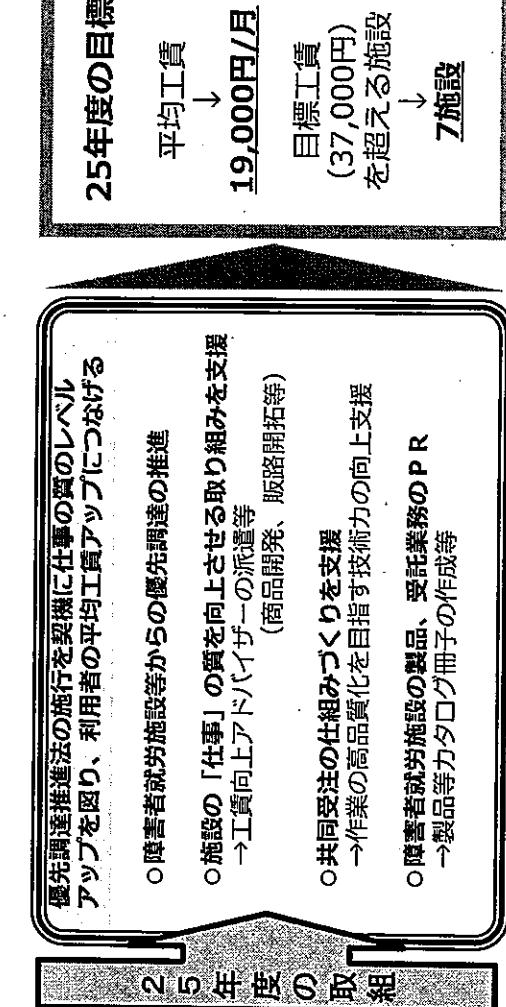
【 施設利用者の月額平均工賃の推移 】



課題

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律の施行 (H25.4) を契機とした工賃アップの促進

課題

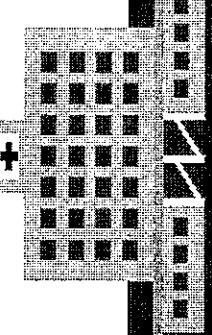


医療機関災害対策指針の実効性を高めるためのフォローアップイメージ

医療政策・医師確保課

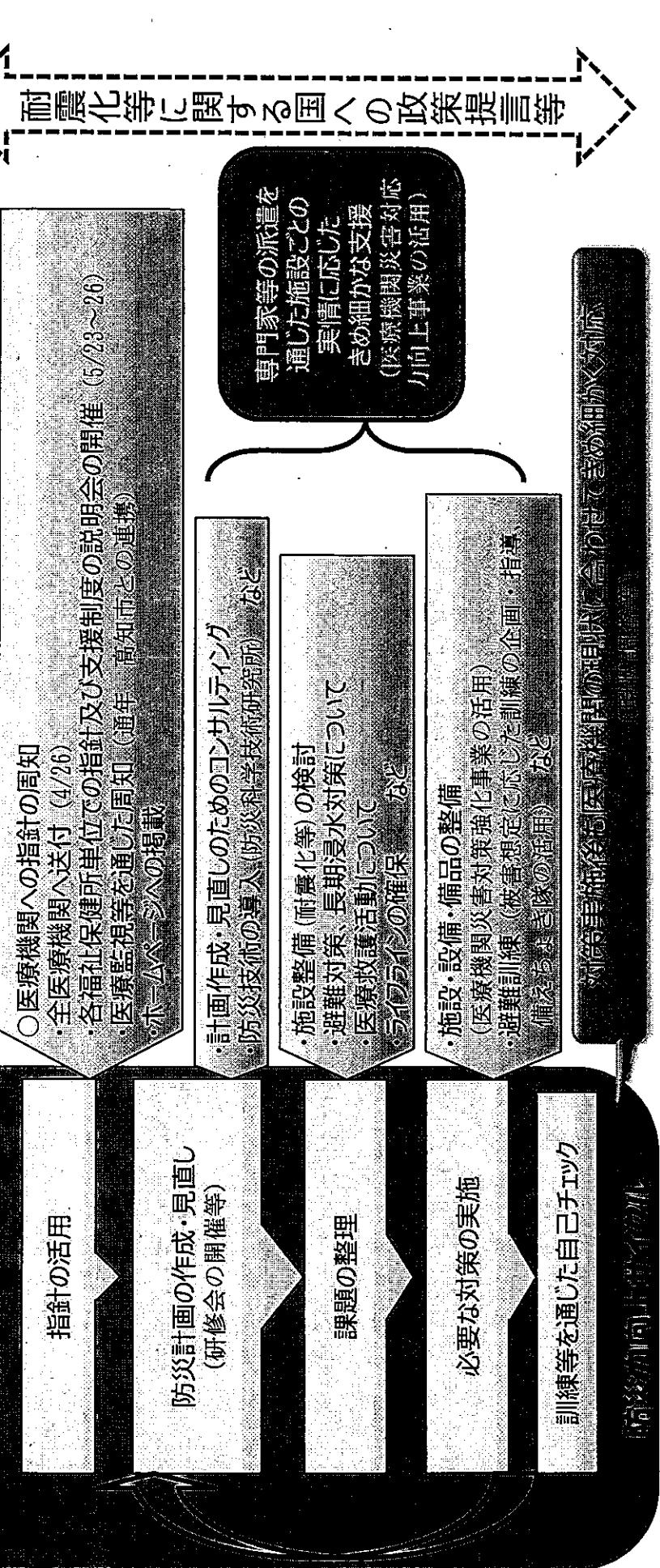
- 災害対策指針とは ⇒ 医療機関が発災時から迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するため、緊急度に応じた対策の実施方法や、災害時の優先業務の選定等による業務継続計画（BCP）の作成方法を示したもの

- 【指針の活用例】
 - ①これまでできていなかった災害対策への着手や防災計画等の作成
 - ②これまでの対策や防災計画等の検証による災害対策のステップアップ
 - ③業務継続計画（BCP）の作成



県の支援

- 指針の活用を踏まえた、**医療機関災害強化事業**（施設設備・備品の整備）
○**医療機関災害対応向上事業**（専門家の派遣）

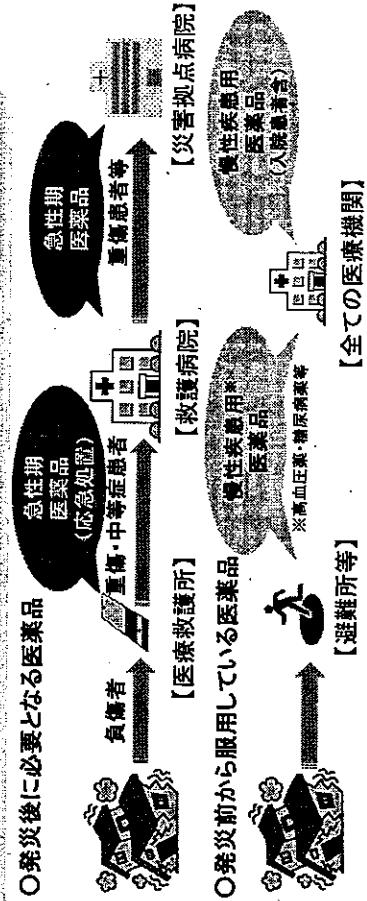


南海トラフ巨大地震で必要となる医薬品の確保

医事業務課

～災害時に発生する負傷者や避難者に必要な医薬品を確保する仕組みづくり～

災害時における医薬品は大きく2種類



課題

負傷者数の増大

- H25.5.15高知県版被害想定発表
・負傷者数が12,500人→36,000人に増加
(うち重傷者数20,000人)

供給体制

- ・医薬品卸会社も被災
撤送手段が不確定
- ・道路寸断の可能性
ガソリン不足の懸念
- ・発災時に地域で利用可能な医薬品
県及び市町村(一部)の備蓄医薬品
- ・医療機関・薬局・医薬品卸の在庫医薬品

医薬品の確保

対応策



- ・県民への周知(お薬手帳の携行、常用薬の備え)
- ・医療機関災害対策指針に基づく入院患者用医薬品の備蓄の推進
- ・増加した負傷者数に対応する急性期医薬品の確保
- ・外部から支援が入るまでの間 地域で自活可能な医薬品の確保

これまでの取り組み

急性期医薬品の備蓄

- ・県下18医療機関に12,500人×3日分の医薬品
(高知県災害時医療救護計画に基づく備蓄)

慢性疾患用医薬品の確保に向けた取り決め

- ・県と医薬品卸協会と協定締結(災害時の医薬品優先供給)
・医療支部ごとに市町村と薬剤師会支部が協定締結(医療用医薬品の提供)

25年度の取り組み

災害時利用可能量の把握

- 平時の施設ごとの流通量
→ 調査方法
⇒ 調査対象: 病院、有床診療所、無床診療所(特養等を除く)、調剤薬局
⇒ 調査項目: 急性期医薬品、慢性疾患用医薬品
(慢性疾患用医薬品)

- 地盤や津波による建物被害
を踏まえ、地域ごとの利用可
能量を算定

災害医療対策本部会議医薬品部会で検討

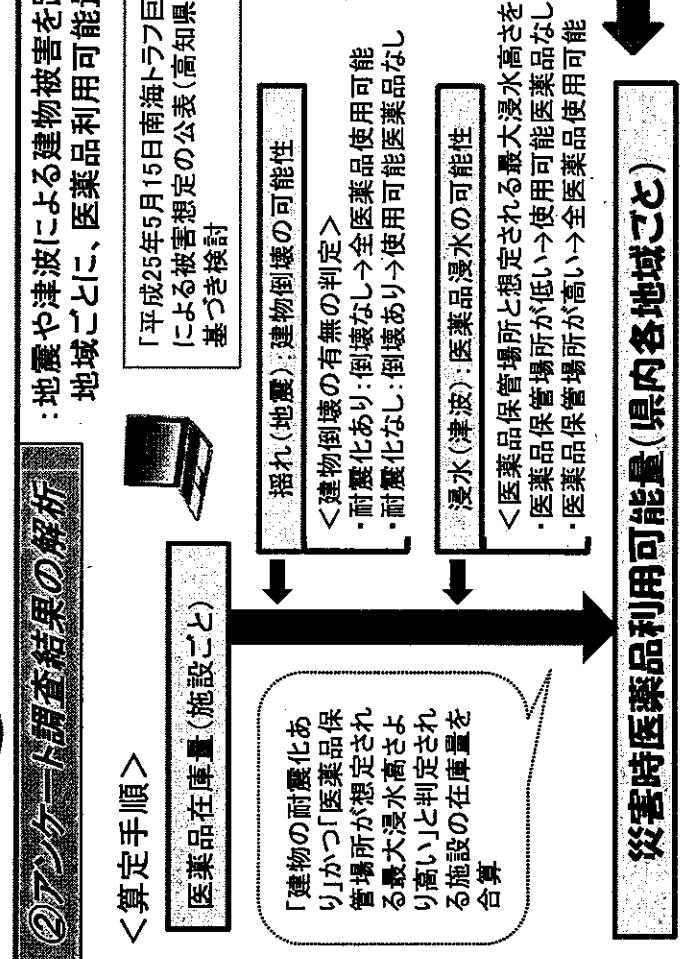
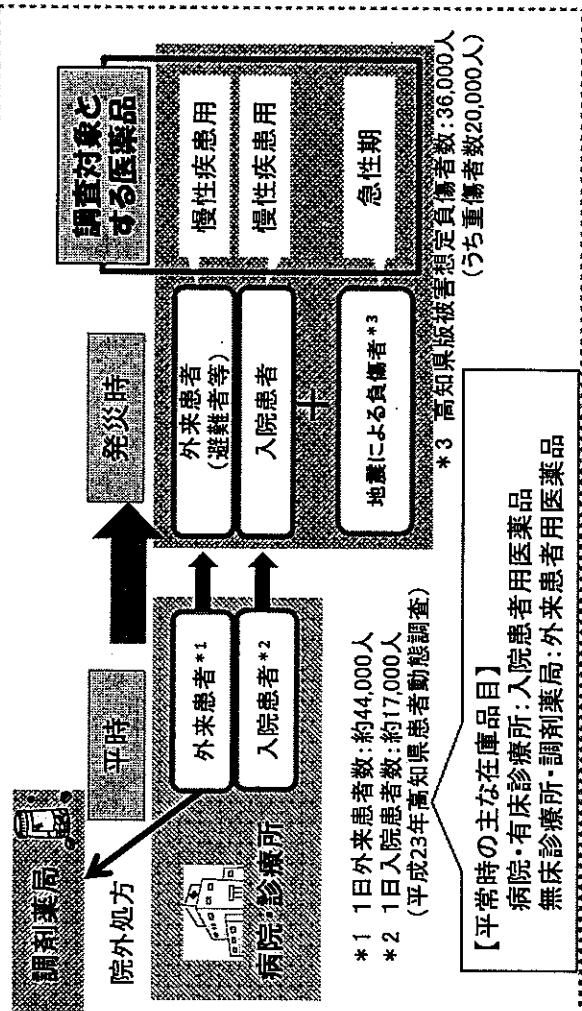
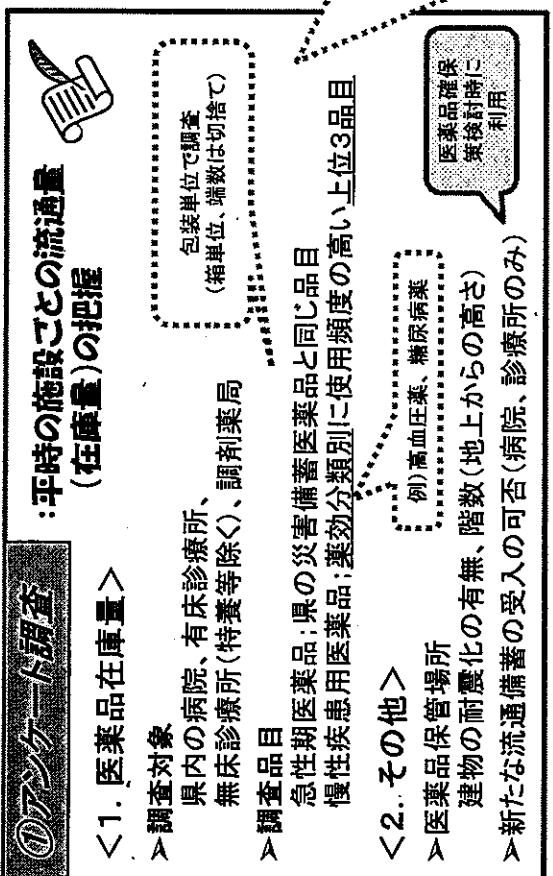
「必要な医薬品が地域ごとに確
保できる」体制の構築

目標すべき姿

- 災害用医薬品の確保に向けて
→ 災害拠点病院等への追加備蓄の検討
→ 医療機関を中心とした医薬品確保の検討
・市町村における災害用医薬品の備蓄
・地域の薬局の在庫医薬品の提供方法
→ 医薬品卸との協定に基づく具体策の検討

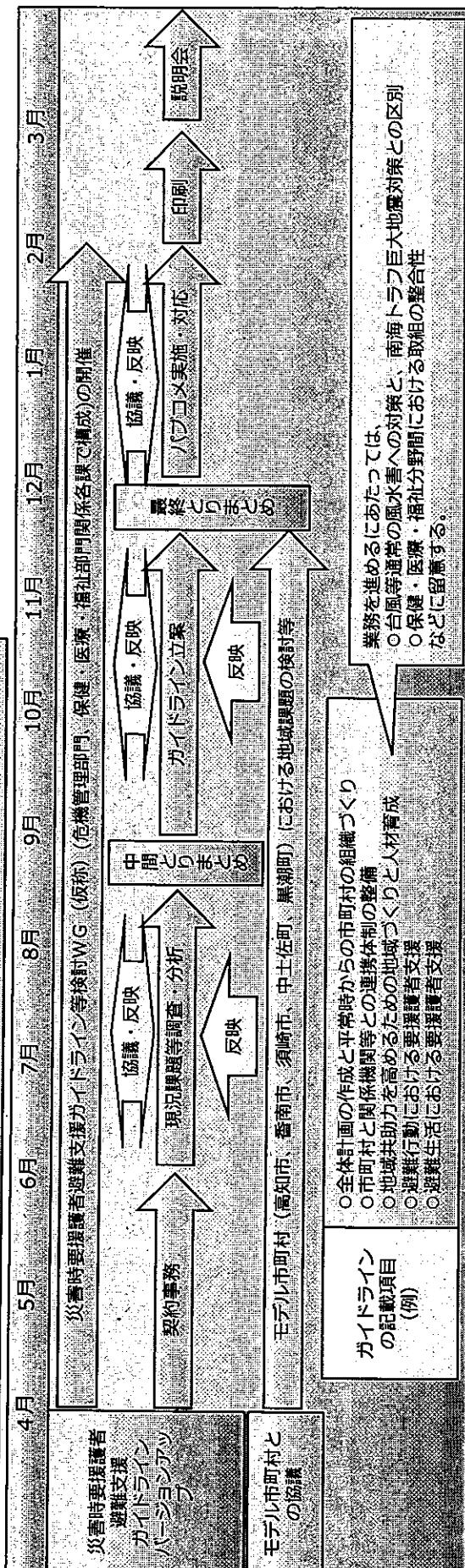
- 平時の医薬品流通量や各
種統計から算出される高知
県内の慢性疾患者数から
推定

南海トラフ巨大地震発生時における医薬品利用可能量の調査概要



災害時要援護者の避難支援対策・避難所の整備

災害時要援護者台帳の整備状況
整備済19市町村(対前年51箇) 全市町村不整備等率30%在

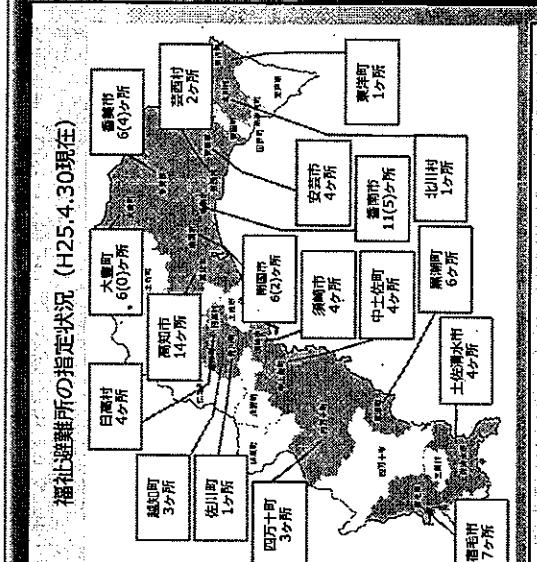


指定年度	指定施設 (棟数)	指定施設 (累計)
H21年度以前	10	10
H22年度	10	20
H23年度	25	45
H24年度	23	68
H25年度(4月末)	1	69
計	69	69

一般の避難所における福祉対応機能の付与

福祉避難所の絶対■が不足していること、また、発災直後は様々な常態の避難者が一般の避難所に居住することから、一般的の避難所において電源的配慮が必要な避難者に一定対応できる機能を付与する事が必要。

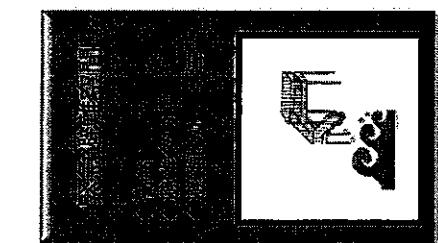
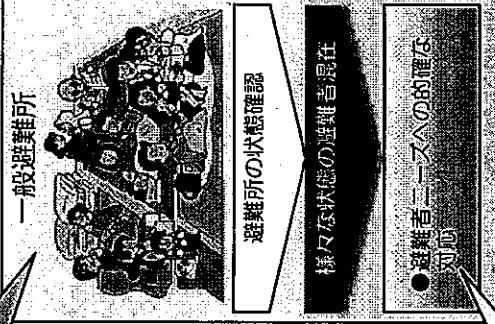
今年度実施する「選択科目の手引き」は、一般的な選択科目においては、機械原理、機械構造、機械設計等の基礎知識を基礎として、この内容について専門性を高めることを目的としたものである。



災害時要援護者避難支援ガイドラインのversion upに向けて

避難所運営スタッフやボランティアも含め、要援護者の福祉、保健、医療ニーズの把握、移動を可能とするマニュアルの作成など

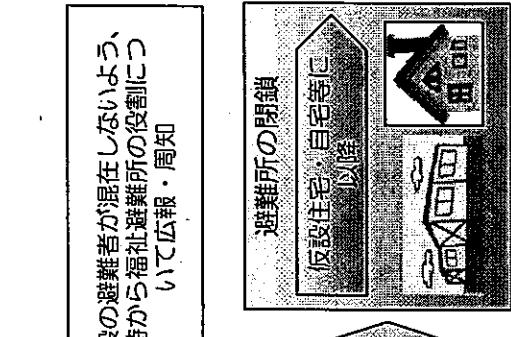
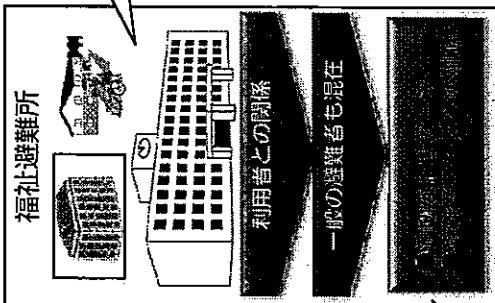
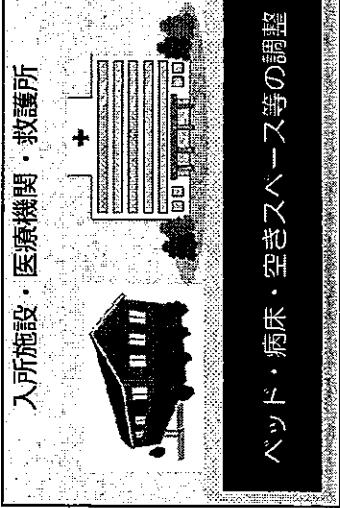
要援護者への対応ができるよう、一般の避難所への
福保健機能を付与
(避難所の手引きの見直し)



在宅



発災



施設管理者等によるコードィネート
訪問系サービス(介護、障害福祉)の再開
(自宅避難者へサービスが始まる)
(要介護者)

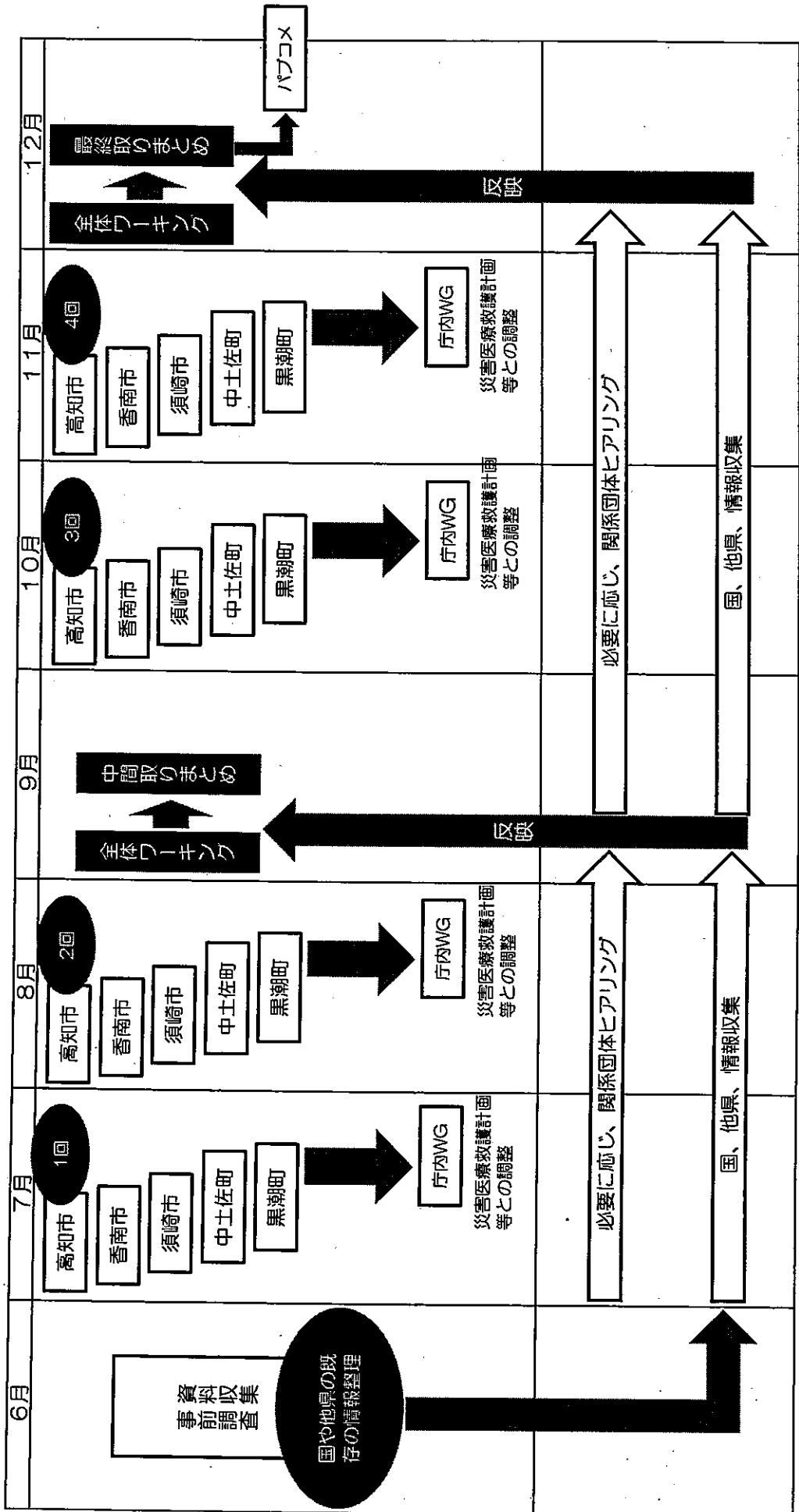
訪問系サービス(介護、障害福祉)の再開
(自宅避難者へサービスが始まる)
(要介護者)

第1フェーズ
(直後から2週間)

直後

被災前

災害時要援護者ガイドライン策定の進め方（イメージ）



社会福祉施設の地震防災対策



現状

○津波浸水区域内にある施設 156施設	6施設
25年度高台移転する施設	4施設
早期(5年以内)に移転希望する施設	44施設
H25.6.6 南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案を自民、公明両党が提出	
○防災マニュアルの整備状況(H25.3.31)	
高齢者施設 326/339 (96.2%)	
障害者施設 85/86 (98.8%)	
児童関係施設 11/11 (100%)	
○耐震化の状況(H25.3.31)	
高齢者施設 114/117 (97.4%)	
(老健、特養、ケアハウス、老人、経費)	
障害者施設 100%	
児童施設 10/11 (90.9%)	

課題

高台移転	
早期(5年以内)に移転希望する施設	44施設
H25.6.6 南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案を自民、公明両党が提出	
○防災マニュアルの整備状況(H25.3.31)	
高齢者施設 326/339 (96.2%)	
障害者施設 85/86 (98.8%)	
児童関係施設 11/11 (100%)	
○耐震化の状況(H25.3.31)	
高齢者施設 114/117 (97.4%)	
(老健、特養、ケアハウス、老人、経費)	
障害者施設 100%	
児童施設 10/11 (90.9%)	

今後の取り組み

- 高台移転に向けて準備中の6施設に対して助成するとともに、特措法案の早期制定と併せて、県独自の支援策についても検討を行う。
- H25.6月 大規模災害の発生に備え、社会福祉施設等における相互応援協定を締結。
- こうち防災備えちよき隊」を派遣し、防災対策マニュアルの作成・見直しや避難訓練等を実施するとともに必要な防災対策に助成。あわせて、防災対策マニュアル作成について施設指導監査時における指導方針を平成25年内に固める。
- 耐震化方針が未確定の施設に対する助言と支援策の検討。

H24.12.10 対策浸水予測 56施設が浸水！

浸水深	高齢者施設	障害児・者施設	児童施設	教養施設	計
100m以上	5	124	3	16	140
30m以上100m未満	36	1194	21	293	1517
3.0m未満	46	1,254	38	402	1,990
計 a	87	2,572	62	711	3,647
入所型施設の総数 b	290	10,301	215	2,815	13,887
a / b	30.0%	25.0%	25.3%	40.0%	45.2%
					26.3%

浸水深	高齢者施設	障害児・者施設	児童施設	教養施設	計
100m以上	5	124	3	16	140
30m以上100m未満	36	1194	21	293	1517
3.0m未満	46	1,254	38	402	1,990
計 a	87	2,572	62	711	3,647
入所型施設の総数 b	290	10,301	215	2,815	13,887
a / b	30.0%	25.0%	25.3%	40.0%	45.2%
					26.3%

津波浸水区域にある入所型施設(150施設)の高台移転についての意向アンケート結果(H25.5.31集計)		※25年度に高台移転予定の6施設を除く	
1 調査対象施設数		4 意向のある施設の個別意見の状況	
施設数(H24.5.10)		移転予定期限…25年度(10), 27年度(4), 28年度(1), 29年度(1), 30年度(10), 未定(18)	
浸水区域内施設		用地確保状況…現在候補地選定中、現在地権者と交渉中、高層化を検討、未定	
(H25高台移転予定)			
調査対象施設数			
2 回答数	回答率 80.7%		
回答数	62		
未回答数	22		
合計	84		
3 高台移転の意向		58施設が長期浸水	
意向あり	19	23	1
意向なし	43	29	5
合計	62	52	6
高齢者	52	6	1
障害児・者	7	0	0
児童	6	1	1
救護	1	1	1
合計	44	44	44
意向希望率 (44施設/150施設) 29.3%		29.3%	

早期移転の課題	
・財源の確保、移転位置の確保	
・平成23年度に一部新築した特養であり、借入金の問題が大きい (平成12年に建設した部分も含め4億)	
回答数	38
合計施設数	1245
人所型施設の総数 b	290
a / b	13.1%
回答率	80.7%
回答数	28
合計	77
高齢者	52
障害児・者	7
児童	6
救護	1
合計	64
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0%
回答率	80.7%
回答数	37
合計	337
高齢者	651
障害児・者	2
児童	1
教養	0
合計	653
高齢者施設	394
障害児・者施設	11
児童施設	159
教養施設	12
合計	553
3.0m以上100m未満	28
3.0m未満	74
計 a	1245
人所型施設の総数 b	303
a / b	41.0

糖尿病重症化予防対策 25年度スケジュール

中央東福祉保健所チャレンジプラン ～外部支援が入るまでの圏域完結型災害支援体制の整備～

☆ 改定県計画を受けた市町村医療救護計画の改定

	これまでの進捗状況	平成25年度の予定
南国市	<ul style="list-style-type: none"> 3市と福祉保健所が協働して、本年3月に情報伝達方法や医療救護活動の共有化を考慮して県計画を受けた改定案を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 各市で防災計画との調整や医師会等との確認を経て案をとる
香南市	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー医師の委嘱やDMAT等の外部支援の受け入れ体制、訓練の実施などについても追記 	<ul style="list-style-type: none"> 3市と福祉保健所で、県計画の25年度再改定に伴う再改定に着手
香美市		
本山町	<ul style="list-style-type: none"> 4町村と福祉保健所で、各町村の医療救護計画と改訂県医療救護計画の相違点を確認し、4町村が改訂作業に着手 	<ul style="list-style-type: none"> 4町村と福祉保健所が協働して、情報伝達方法や医療救護活動の共有化を検討
大豊町		
土佐町		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度内に、各町村が医療救護計画改定案を策定予定
大川村		

☆上記に基づく医療救護活動マニュアルの策定と訓練

	これまでの進捗状況	平成25年度の予定
南国市	<ul style="list-style-type: none"> 3市と福祉保健所で医療救護所設置運営マニュアルを検討協議し、3月に各市のマニュアル（案）が完成（広域対応に係る部分のマニュアルを共通化） マニュアルに基づく図上訓練を3市と福祉保健所で合同実施（5月23日） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所設置運営マニュアルに救護病院や患者搬送、本部機能等を加えた包括的な医療救護活動マニュアルを作成
香南市		<ul style="list-style-type: none"> マニュアルのアクションカード化を検討
香美市		
本山町	<ul style="list-style-type: none"> 3町村の救護病院である嶺北中央病院への3町村による広域運営支援について検討を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 嶺北にある他の救護病院等と4町村との広域的な連携について協議・調整するとともに合同訓練を実施予定
大豊町		
土佐町	<ul style="list-style-type: none"> 嶺北4町村と福祉保健所が参加して嶺北中央病院での合同トリアージ訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 上記確認事項を病院等の防災計画へ反映することも検討
大川村		

中央東福祉保健所災害医療対策中東支部

職務	第1順位	第2順位	第3順位
福祉保健所医	保健医長	生活改善課長	生活改善課長
副支部長	保健監	保健監	保健監
直轄施設 地盤支援課長	生活改善課チーフ	生活改善課チーフ	生活改善課チーフ
松井洋介 松井洋介	地盤支援課チーフ	地盤支援課チーフ	地盤支援課チーフ
医療対策班 医療対策班	松井洋介	松井洋介	松井洋介
医療対策班 医療対策班	松井洋介	松井洋介	松井洋介

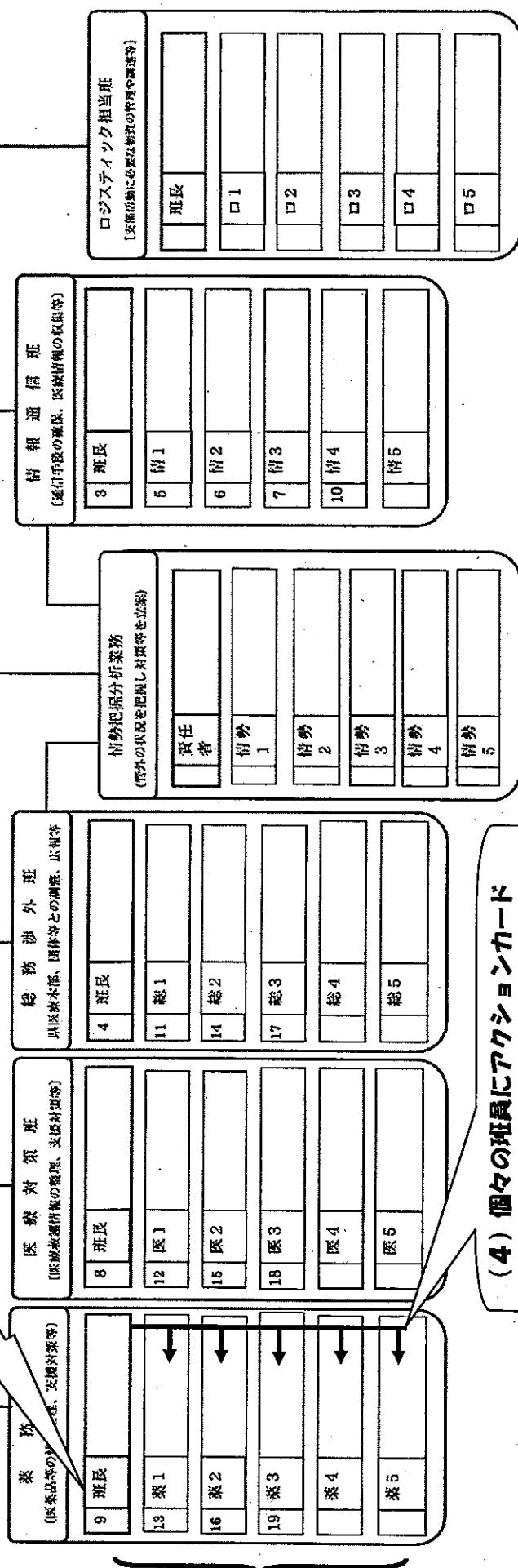
(1) 組織の立ち上げと役割分担

次頁

(3) 全班員が、アクションカード（黄②）で班の役割を周知する。

(2) 班のアクションカードを渡して班の活動を指示する。

アクションカード（黄①）、（黄②）、（白③）



福祉保健所業務
[BCPに基づく福祉保健所業務の実施]

(県医療救護計画の支部組織に追加)

(4) 個々の班員にアクションカード
(白③)を渡し、活動を指示する。

医療支部アクションカード

【 命令系統の明確化と役割分担 】

このアクションカードから始めます。

- 1 医療支部長（以下「支部長」という。）を決めます。

所長が支部長となります。所長不在時には、順序に従って代理します。（保健監、総括次長、次長、・・・）

- 2 支部長は、参集職員に対して非常事態宣言をします。

「南海地震が発生しました。非常事態を宣言します。地震対策モードへの移行を全員で確認してください。」 *当分、家に帰れないと覚悟します。

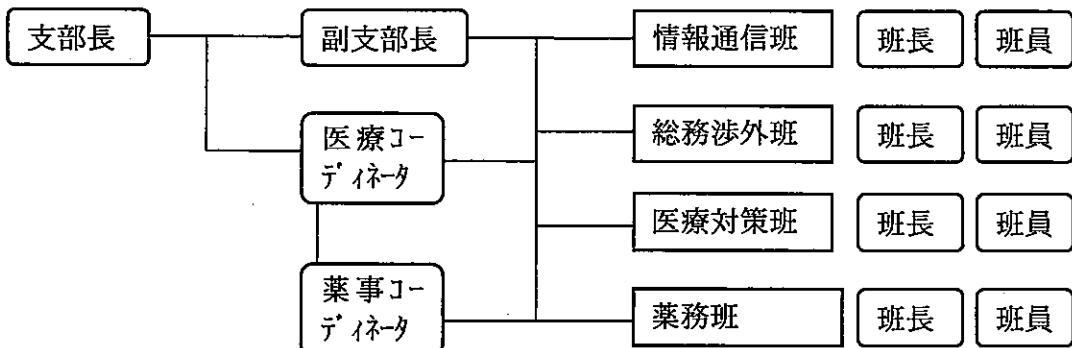
- 3 医療支部の命令系統を確立します。

◇ 1 支部長は、参集した職員の資格及び経験等を考慮し役割分担をおこないます。

◇ 2 中央東福祉保健所災害時組織図(高知県災害医療対策中央東支部)の担当場所に氏名を記載した付箋を張り付けていきます。 * 様式は裏面

◇ 3 配置の優先順位は、次の表のとおりです。人員が少ない場合でも支部長、副支部長、各班長は決めておきます。（兼務可）

◇ 4 災害医療コーディネータ及び災害薬事コーディネータは、支部に参集するまでの間は、それぞれ副支部長（保健監）及び薬務班長が兼務します。



- 4 支部長は、全職員に黄色の医療支部アクションカード【医療支部の業務】及び【各自の役割】を配布し、医療支部活動の内容及び役割を周知します。

<医療支部の活動スペースを確保します。>

支部長は、医療支部アクションカード【医療支部設営（スペース確保）】を職員に渡し事務スペースを確保し必要な機材等を設置するよう指示します。

注意) 事務スペースが確保されている場合は、必要ありません。

薬務班アクションカード【班長の役割】

青①

あなたは、医療支部の薬務班長に任命されました。

- 1 薬務班アクションカード【薬務班の役割】を熟読し、薬務班の役割を理解します。
- 2 このカードに従って、薬務班の業務を進行管理します。
- 3 班員にアクションカード又は具体的な指示によって、必要な作業を指示します。
- 4 結果を確認して支部長に報告するとともに、集約表等に記載し掲示します。
- 5 医療対策班と密接に連携します。
- 6 通信機器を使って行う情報の発信は、通信内容を書面で作成し情報伝達班に要請しておこないます。

黄②

□ 1 全班員に「薬務班アクションカード【薬務班の役割】」を配布し、薬務班の役割を周知します。

□ 2 医療支部内外の医薬品等の在庫状況を把握します。

(1) 災害発生以前の医薬品等の備蓄状況を把握します。

(2) 情報通信班等が収集した情報から発災後の医薬品等の情報を把握します。

◇ 班員を選び、「薬務班アクションカード【医薬品等在庫の把握】」を渡し、活動を指示し報告を受けます。 配布者 _____ 報告確認済 ◇

白③

□ 3 支部内の医薬品等の供給要請に対して対応します。

(1) できるだけ医療支部管内にある医薬品等で対応しますが、できない場合は県医療本部に要請します。

ただし、輸血用血液要請があった場合は、直ちに県医療本部に要請します。

(2) 要請から2時間以内に供給対策が決まらない場合は、要請機関に状況について報告します。

(3) 応諾及び要請内容は文書で作成し、一覧表に整理して情報を共有します。

◇ 班員を選び、「薬務班アクションカード【医薬品等応】」を渡し、活動を指示し報告を受けます。 配布者 _____ 報告確認済 ◇

□ 4 薬事コーディネータと協働して医療支部内外の医薬品等の供給および薬剤師の派遣等を調整します。

(1) 外部からの薬剤師及び医薬品等の受け入れについて、災害薬事コーディネーター(総括)と調整します。

(2) 医療支部内への薬剤師の派遣及び医薬品等の供給について、高知県薬剤師会香士長支部当等と調整します。

(3) 医薬品等を二次集積所で受け入れます。

(4) 災害医療コーディネータと協力し必要があれば医療チームに薬剤師を派遣します。

◇ 班員に「薬務班アクションカード【外部支援物資等受入調整】」を渡し、活動を指示し報告を受けます。 配布者 _____ 報告確認済 ◇

◇ 班員に「薬務班アクションカード【薬剤師派遣等応諾】」を渡し、活動を指示し報告を受けます。 配布者 _____ 報告確認済 ◇

薬務班アクションカード【薬務班の業務】

黄②

このカードで、薬務班の業務を理解します。

- 1 医療支部管内の医薬品等（医療活動に必要な物資等を含む。）の在庫状況の把握
 - (1) 既存の備蓄等の資料を確認します。
 - (2) 関係機関からの状況報告により、備蓄等の在庫を確認します。
- 2 医療支部内での調整
 - (1) 医療対策班と密接に連携します。
 - (2) 通信機器を使って行う情報の発信は、通信内容を書面で作成し情報伝達班に要請します。
 - (3) 応諾内容及び調整内容は文書で書き残し、一覧表等に整理するなど情報の管理と医療支部内での共有をします。
- 3 市町村災害対策本部及び拠点病院（以下、「市町村本部等」と言う。）からの医薬品等の物資供給要請に対応します。
 - (1) 市町村本部等からは、次の様式で要請があります。
 - ア 様式 16-1 医薬品等供給要請書兼応諾連絡書支援要請（医薬品）
 - イ 共通様式 6 物資等供給要請書兼応諾連絡書支援要請（備品等）
 - (2) 医療支部管内で関係機関と調整し医薬品等供給対策を策定し応諾内容を伝達します。
 - (3) 医療支部管内で調整がつかない場合は、県医療本部に医薬品等供給要請をします。
- 4 医薬品等輸送手段の確保の要請に対応します。
 - (1) 医療支部管内で医薬品等輸送手段の確保のための調整をします。
 - (2) 医療支部管内で調整がつかない場合は、県医療本部に搬送手段の確保を要請します。
- 5 支部内から輸血用血液の要請があった場合は、県医療本部に輸血用血液供給要請します。
市町村災害対策本部等からの要請は、「様式 16-10 輸血用血液供給要請書兼応諾連絡書支援要請（輸血用血液）」です。
- 6 薬事コーディネータと協働して医療支部内外を調整します。
 - (1) 医薬品等の供給
 - (2) 薬剤師の派遣
- 7 外部支援等の医薬品等を二次集積所で受け入れます。

薬務班アクションカード【医薬品等在庫の把握】

白③

あなたは、医薬品等の在庫を把握する担当になりました。このカードを受け取ったら、下記に従って医薬品等（医療関係物資を含む。）の備蓄情報等を把握及び整理してください。

□ 1 災害発生前の管内医薬品及び薬剤師等の情報を把握しておきます。

「管内薬局情報一覧」「協力薬局在庫調査一覧」「備蓄医薬品一覧」等で、管内にある医薬品等の数量及び薬剤師数を確認しておきます。

□ 2 情報通信班が収集等した次の情報等から発災後の管内外の薬局、医薬品等在庫及び薬剤師の情報を収集し把握します。

- ◇共通様式3 医療救護活動状況報告（拠点病院からの報告・市町村からの報告）
- ◇共通様式4 医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
- ◇共通様式5 重症患者等受入要請書兼受入応諾連絡書
- ◇共通様式6 物資等供給要請書兼応諾連絡書
- ◇医療本部からの各種情報
- ◇災害支部からの各種情報
- ◇市町村対策本部からの各種情報

□ 3 医療対策班と連携して、市町村の医療救護活動及び医療機関等の活動状況を把握します。

◇管内に必要な医薬品等の数量を推計し確保策を検討していきます。

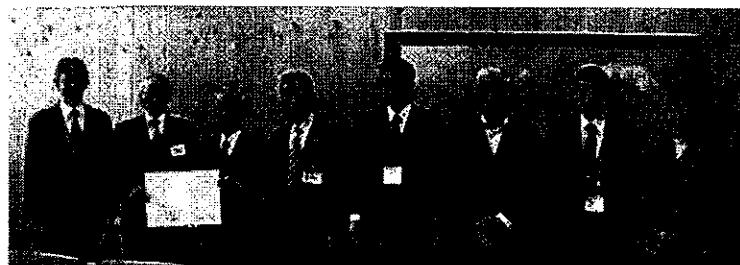
◇管内に必要な薬剤師を推計し確保策を検討していきます。

□ 4 管内医薬品及び薬剤師等の情報が収集できない状況が続く場合は、班長に報告し業務を継続するか指示を受けます。

□ 5 新しく管内医薬品等及び薬剤師情報を把握した場合は、「管内医薬品等在庫一覧表」「管内薬剤師活動状況一覧表」に整理集約し、班長に報告し業務を継続するか指示を受けます。

報告者氏名	
報告時間	

知的・発達障害児者の災害時広域福祉避難所の設置



H24.3.22 協定式

3法人5施設

育成会:かがみの育成園、ウイッシュかがみの
愛成会:白ゆり、第2白ゆり
来島会:南海学園

3市1町

南国市、香美市、香南市、大豊町

(1)3法人、山田養護学校と行政の検討会で、設置運営に関するマニュアルを作成(H24.6～H25.3)

(2)3法人、4施設の備蓄等を補助(100万×4施設)



H25.4.25 協定式

県立山田養護学校を追加

3市1町

南国市、香南市、香美市、大豊町

25年度中に訓練実施を予定

【課題】

- ・人材確保
- ・一般避難所からのトリアージ
- ・広域的な調整の仕組み

H24年度福祉避難所指定促進等事業による備蓄

施設名	かがみの育成園 (育成会)	障害者支援施設白ゆり (愛成会)	ワークセンター第二白ゆり (愛成会)	南海学園 (来島会)	ウイッシュかがみの (育成会)	高知県立山田養護学校
備蓄品	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・発電機専用バッテリー ・ガソリン等燃料 ・ワンタッチテント ・トイレ用パーソナルテント 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・投光機 ・医薬品 ・下着セット ・生理用品 ・水 ・非常食 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・投光機 ・医薬品 ・下着セット ・生理用品 ・水 ・非常食 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・テント 	平成25年度の同事業による備蓄に取り組む	※補助事業対象外 高知県教育委員会による備蓄に取り組む

※不足する備蓄品については、平成25年度にリストアップ予定

地域と職域が連携した働き盛りの健康づくり
～地域、職域、家庭を通じた支援の環境づくり～

平成25年6月
須崎福祉保健所

平成25年度の主な取組項目 ★は新たな取組	取組状況等
<p>1. 事業所での主体的な健康づくりの促進</p> <p>(1) 日本一の健康長寿県構想高齢地域推進協議会 「健康づくり推進部会」による地域と職域の健康づくり協議・調整 (2回→3回)</p> <p>(2) 事業所の主体的な健康づくりの推進 ★①職場の健康づくりチャレンジ表彰 　主体的な取組を支援・評価し、健康づくり機運を高める ②出前健康教室の開催 ★③職場の健康づくり実態調査 　20人以上の事業所(約200)の健康づくりの実態把握</p> <p>◇平成24年度の取組 ・事業所の実態調査(147事業所)や事業所訪問を通じて、禁煙・分煙の実施50%、講演や健康相談の支援の要望、事業所として健康研修等に取り組むには時間的に困難</p>	<p>(1) 「健康づくり推進部会」(3回開催予定) ○第1回部会開催(5/29) 　・第3期よさこい健康プラン21について 　・平成25年度の活動計画について 　・職場の健康づくりチャレンジ表彰の基準作成について</p> <p>(2) 事業所の主体的な健康づくりの推進 ★①職場の健康づくりチャレンジ表彰 　・労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会、市町等、関係機関への事業内容説明と協力・連携の呼び掛け(4~5月) 　・全国安全週間説明会で約100社へ説明 四万十会場(6/6)、須崎会場(6/7)</p> <p>②出前健康教室の開催 　・専門的な健康研修等を希望する事業所へ随時(H24は10箇所で実施)</p> <p>★③職場の健康づくり実態調査の実施 　・従業員20人以上の約200事業所(統計課と協議中)</p>
<p>2. 健康管理行動の定着促進</p> <p>(1) 特定健診の受診促進 　・若い世代を中心とした個別健診の受診を促進するため市町と協働して、医療機関訪問や研修会を開催</p> <p>(2) 保健指導の確保 ★・医療機関の外来における生活習慣病予防のための保健指導の実態把握と、充実に向けた検討の開始</p> <p>◇平成24年度の取組 ・特定健診受託医療機関(24機関)の取組調査を通じて、医師の声かけや健診後の指導が効果的、今後の受入れを増やすという理解も得られた</p>	<p>(1) 特定健診の受診促進 　・市町と医療機関訪問や研修について打合せ(4月) 　・市町と共に医療機関(28機関)を訪問、協力依頼(5月~)</p> <p>(2) 保健指導の確保 ★・医療機関の保健指導の実態調査の実施 　・調査対象の決定、把握内容・方法の検討(6~7月) 　・各医療機関の事前情報収集(6~7月)</p>
<p>3. たばこ対策の推進</p> <p>(1) 禁煙をサポートする環境づくり ★①禁煙外来の活用促進(時魚所訪問等) ②健康づくり団体等を活用した啓発 ③家族ぐるみの禁煙促進 　・市町と連携した乳幼児健診での啓発等</p> <p>(2) 受動喫煙防止対策の推進 ①働き盛りを利用する飲食店、宿泊施設(★)等への重点取組(宿泊施設の禁煙・分煙状況の把握等) ②事業所における禁煙・分煙状況把握(職場の健康づくり実態調査(再掲))と改善方策の啓発</p> <p>◇平成24年度の取組 ・お子さん(保育・幼稚)のいる家庭のたばこについての調査 　喫煙者のいる家庭: 53.5%、受動喫煙: 33.6% ・飲食店の受動喫煙防止対策調査 　対策未実施: 56.4%</p>	<p>(1) 禁煙をサポートする環境づくり ★①禁煙外来の活用促進 　・禁煙外来啓発チラシの作成、医療機関への配布(6月) 　・全国安全週間説明会で約100社へ説明(再掲) ②健康づくり団体等を活用した啓発 　・食生活改善推進委員を禁煙サポートアーズとして養成し、地域で啓発(9月養成講座を開催予定) ③家族ぐるみの禁煙促進 　・市町へのH24調査結果の説明、チラシ配布、パネルの掲示等、啓発の協力依頼(4月) ★　・住民への周知、啓発のため市町広報へ掲載依頼(5月)</p> <p>(2) 受動喫煙防止対策の推進 ①飲食店、宿泊施設(★)等への重点取組 ★　・宿泊施設の禁煙・分煙状況の把握等(7月~ねんりんピックの宿泊施設の現地調査に合わせて実施予定) ②職場の健康づくり実態調査(再掲)と改善方策の啓発 　・衛生教室で食品営業者に受動喫煙防止の啓発(6月~、12回予定)等</p>
<p>4. 成人歯科保健対策の推進</p> <p>(1) 高齢地域歯科保健連絡会(H24設置2回開催) 　・働き盛りの具体的な歯周病予防の対策の協議</p> <p>(2) 市町等の歯周病予防事業への支援 　・須崎市、中土佐町、津野町への支援 　・健康づくり婦人会連合会等、様々な団体等を通じた啓発や支援</p> <p>◇平成24年度の取組 ・高齢地域歯科保健連絡を立ち上げ、地域の関係者とともに、現状や課題を協議(2回)→ H25は対策の検討</p>	<p>(1) 高齢地域歯科保健連絡会(2回開催予定) 　・成人歯科保健対策の課題と対策の検討</p> <p>(2) 市町等の歯周病予防事業への支援 　・市町と成人歯科健診や歯周病予防事業打合せ(4月) ★　・須崎市健康づくり推進員歯周病予防研修会(5/7) ★　・管内健康づくり婦人会連合会総会歯周病予防研修会(5/28)</p>
<p>5. 市町における推進戦略の構築</p> <p>(1) 市町「健康増進計画」の支援 ★・中土佐町、四万十町の健康増進計画の改定支援 　・住民参加による計画のPDCAサイクルの構築支援</p> <p>◇平成24年度の取組 ・須崎市、津野町の改定支援(H23~24) * 植原町は、H22に改定</p>	<p>(1) 市町「健康増進計画」の支援 ★・中土佐町、四万十町の健康増進計画の改定支援 　・中土佐町、四万十町と改定スケジュール確認(4月) 　・中土佐町事務局会①(5/17)、委員会①(6/28) 　・計画のPDCAサイクルの構築支援 　・須崎市、植原町、津野町に出向き、PDCAサイクルによる計画の進捗管理の方法検討(4月)</p>